

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高額介護サービス費支払費用貸付事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	村田 英明	内線	2 4 3 2
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	高額介護サービス費支払費用貸付事業費（01-13-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 12 年度	根拠	荒川区高額介護サービス費支払費用貸付条例・同		
終期設定	○有 ●無 年度	法令等	条例施行規則		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護サービスを利用するにあたり、自己負担が高額となりその支払が困難な者に対して、支払に要する費用を貸し付けることにより、その負担軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険から高額介護サービス費の支給を予定されている要介護・要支援者				
内容	1 貸付限度額 高額介護サービス費相当額×90%（利子は付さない） 2 事業実施方法 ①貸付申請時にサービス提供月の領収書または請求書を提示してもらい、それに基づき貸付額を決定する。 ②申請から貸付まで、およそ2週間で処理する。 ③貸付金の償還は、高額介護サービス費の受領の権限及び貸付費用の償還に関する権限を区長に委任することにより行うことを原則とする。（高額介護サービス費の支給額と相殺する。）				
経過	平成12年度介護保険法施行時から実施				
必要性	介護保険法の理念である「共同連帯の理念」に基づき、能力に応じた受益者負担を求める一方で、負担能力の低い者に対して一定の配慮を行う制度として必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	92	40	40	40	40	40	40
①決算額（22年度は見込み）	0	0	0	0	15	0	40
②人件費			854	854	847	407	
【事務分担量】（%）			10	10	10	5	
合計（①+②）	0	0	854	854	862	407	40
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	854	854	862	407	40
実績の推移	事項名						
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
貸付件数	0	0	0	0	1	0	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	事務用消耗品	0	事務用消耗品	0	事務用消耗品	0
	役務費	郵送料（通知書）	0	郵送料（通知書）	0	郵送料（通知書）	1
	貸付金	貸付金	15	貸付金	0	貸付金	39

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	① 貸付件数（件） ※22年度は見込	0	1	0	1	—	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	制度開始以来ケアマネージャー等への周知やチラシの配布を行ってきたが、制度の利用が少ない状況にある。						
	他区の実況 (実施 18 区 未実施 4 区)						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	周知用チラシの改良やホームページの標記の見直しを通じて、制度周知を行う。	本事業による貸付を必要とする方に、確実に利用していただく。
②		
③		

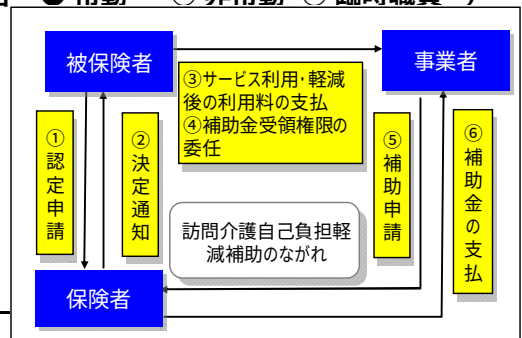
事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	条例事業であり、セイフティネットとして制度を維持する。

議会議決 要旨 (要旨)	
--------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	訪問介護自己負担額軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	青木 順子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	訪問介護自己負担額軽減費(01-02-12)				
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 20 年度 根拠 荒川区の高齢者・障害者ホームヘルプサービス				
終期設定	○有 ●無 年度 法令等 利用者に対する助成事業運営要綱				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準 計画区分 ○計画 ●非計画				
行政評価事業体系	分野 生涯健康都市[1] 政策 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02] 施策 介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	訪問介護等を利用する低所得者のうち、荒川区障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者に対し、利用者負担の一部を補助し、保健医療の向上、福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	低所得者であって、介護保険法施行時に障がい者施策による訪問介護を利用していた要介護者等				
内容	○経過措置対象者：生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、平成17年度末現在において本事業の対象者である者。 （1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者 （2）法施行前1年間に高齢者及び障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者で、65歳以前の障がいを原因とした手帳の交付を受けており、障がい者ホームヘルプサービスの対象となる者 （3）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者				
経過	○経過措置対象者 【利用者負担割合】 平成19年6月まで：3%（区助成率7%、財源は国1/2、都1/4、区1/4） 平成20年6月まで：6%（区助成率4%、財源は国1/2、都1/4、区1/4） 平成23年3月まで：3%（区助成率7%） ※国の特別対策としての本制度は平成20年6月末をもって終了したが、それ以降についても、区単独事業として助成を継続している。（生活保護受給者を除く。）				
必要性	障害者が自立した尊厳ある生活を営むために、急激な変化を緩和する措置として必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①利用者は、必要書類を添えて区に認定申請を行う。 ②区は内容を審査し、利用者に決定通知をする。 ③利用者は、通知書を提示してサービスを利用する。（軽減後、利用料（3%）を事業者を支払う） ④利用者は、利用する訪問介護サービス事業者に対して、受領の権限を委任する。 ⑤事業者は、月ごとに取りまとめて区に補助申請をする。（月末締め・翌月中までに申請） ⑥区は、内容を審査し、事業者に補助金を支払う。				



		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	17,704	8,467	6,379	4,075	3,341	4,062	3,008
	①決算額（22年度は見込み）	13,243	7,573	6,118	3,374	3,094	2,512	2,959
	②人件費		2,586	3,416	3,416	1,694	814	
	【事務分担量】（%）		30	40	40	20	10	
	合計（①+②）	13,243	10,159	9,534	6,790	4,788	3,326	2,959
	国（特定財源）	6,808	3,723	2,897	1,650	1,547		
	都（特定財源）	3,404	1,862	1,449	825	774		
	その他（特定財源）							
	一般財源	3,031	4,574	5,188	4,315	773	3,326	2,959

事務事業分析シート（平成22年度）

実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	高齢者分（千円）	8,699	5,219	391				
	制度移行措置対象者分（千円）	0	0	0	0	0	0	0
	経過措置対象者分（千円）	8,237	7,388	6,510	5,689	2,934	2,413	2,413
	区単独補助分（千円）							
	審査支払手数料（千円）	429	274	116	90	99	1	1

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	事務用消耗品	3	事務用消耗品	3	事務用消耗品	4
	役務費	郵送料（通知書）	36	郵送料（通知書）	33	郵送料（通知書）	45
	委託料	審査支払委託料	22				
	負担金	負担金軽減費	2,934	負担金軽減費	2,472	負担金軽減費	2,959
	償還金	H19償還金	99	H20償還金	5		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	① 障がい者分（件） ※22年度は見込	—	684	495	480	—	51人（平成22年7月1日現在）
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	①毎月、訪問介護サービス事業者が代理申請する方式を採用しているが、申請額が少額の事業者もあり、事業者にとって手続きが煩雑になっている。
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	要綱改正を含め、補助金支給申請方法について検討する。	支給申請に関する事業者の負担を軽減するとともに支給事務の効率化が図られる。
②		
③		

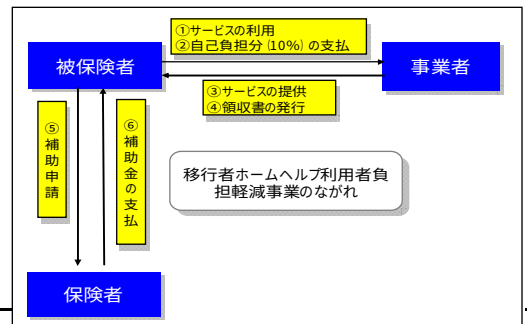
事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	低所得の障がい者の日常生活を支援するために必要である。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	青木 順子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費(01-02-13)				
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 18 年度		根拠	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業	
終期設定	●有 ○無 22 年度		法令等	実施要綱	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、区が行っているホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置を利用していた低所得者が、介護保険法の規定による保険給付の対象者として移行し、ホームヘルプサービスを利用する場合に、保険給付の利用者負担の一部を助成し、保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	低所得者であって、障害者自立支援法施行後に介護給付の対象者に移行した者で、障害者自立支援法による訪問介護を利用していた要介護者等				
内容	○利用対象者：次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもの 1 生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯に属するものを除く。）に属する者で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者。 （1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 （2）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者で、その日前1年の間に、障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 2 7月から12月にあつては前年の、1月から6月にあつてはその前々年の所得により、生計中心者が所得税法の規定による課税がされていない者。 ○利用者負担：3%（本来10%）。				
経過	平成18年4月 障害者自立支援法の施行に伴い、激変緩和措置として実施。（区単独事業） （平成18年9月8日要綱決定）				
必要性	急激な負担増に対応することが困難な障がい者が自立した生活を営むために、激変緩和措置は必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①利用者は、訪問介護サービスを利用し、自己負担分（10%）を事業者に支払う。 ②事業者は、サービスを提供し、利用者から受領した自己負担分について領収書を発行する。 ③利用者は、区に対し領収書を添付して補助申請を行う。（3ヶ月毎） ④区は、内容を審査し、補助金を支払う。 ※区は、新規の要介護認定者のうち、自立支援法による訪問介護を利用していた人を抽出し、申請の動奨を行うことで対象者を捕捉している。（毎月）				



		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額				810	393	449	592
	①決算額（22年度は見込み）				23	70	103	592
	②人件費			1,708	1,708	1,694	407	
	【事務分担量】（%）			20	20	20	5	
	合計（①+②）	0	0	1,708	1,731	1,764	510	592
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	移行利用者負担軽減費（千円）			0	23	70	100	176

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需要費	事務用消耗品	0	事務用消耗品	1	事務用消耗品	1
	役務費	郵送料（通知書）	7	郵送料（通知書）	2	郵送料（通知書）	10
	負担金	負担金軽減費	63	負担金軽減費	100	負担金軽減費	592

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	①	助成件数（件） ※22年度は見込	12	28	19	20	—	4人（平成22年4月1日現在）
	②							
	③							

（問題点・課題）	②本制度においては、対象者がサービスを利用した場合、一旦、自己負担額（10%）全額を負担しなければならず、同様の目的である「訪問介護負担額軽減事業」の利用者と比較すると負担が大きい。							
	他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	「訪問介護自己負担軽減額軽減事業」と同様の処理を検討する。	利用者の負担軽減を図るとともに、効率的な事務執行が図られる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障がい者関連施策上必要な手段である。

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		介護保険サービス利用者負担軽減事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
				担当者名	村田 英明	内線	2 4 3 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）		介護保険サービス利用者負担軽減費（01-02-14）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 13 年度		根拠	利用者負担額減額制度実施要綱・補助要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]					
目的	要介護・要支援認定者のうち、低所得者で特に生計を営むことが困難である者に対し、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」、都制度である「介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」により、利用者負担額を軽減することを目的とする。						
対象者等	要介護・要支援認定者で区民税非課税世帯に属し、特に生計を営むことが困難で、以下の要件をすべて満たす者 ①世帯の年間収入が基準収入額（一人世帯150万円、世帯構成員一人増で50万円を加える）以下 ②世帯の預貯金額が基準預貯金（一人世帯350万円、世帯構成員一人増で100万円を加える）以下 ③世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しえる資産を有していないこと ④負担能力のある親族に扶養されていないこと ⑤介護保険料を滞納していないこと ※ただし、上記の要件を備えていても、次に該当する場合は対象から除外する。 ①生活保護受給者 ②旧措置入所者に対する利用者負担額減額・免除の該当者						
内容	1 軽減対象サービス：（1）訪問介護（2）通所介護（3）短期入所生活介護（4）指定介護老人福祉施設における施設サービス（5）夜間対応型訪問介護（6）認知症対応型通所介護（7）小規模多機能型居宅介護（8）地域密着型介護福祉施設入所者生活介護（9）介護予防訪問介護（10）介護予防通所介護（11）介護予防短期入所生活介護（12）介護予防認知症対応型通所介護（13）介護予防小規模多機能型居宅介護（14）訪問入浴介護（15）訪問看護（16）訪問リハビリテーション（17）通所リハビリテーション（18）短期入所療養介護（19）介護予防訪問入浴介護（20）介護予防訪問看護（21）介護予防訪問リハビリテーション（23）介護予防短期入所療養介護 ※ただし、訪問介護利用負担減額認定を受けている人の「訪問介護」は軽減対象外 2 軽減制度による本人負担割合：3/4(軽減分1/4) （※報酬改定に伴う激変緩和措置として、H21.4から2年の間、利用者負担割合を28/100とする。（老齢福祉年金受給者は53/100）） 3 軽減分負担割合：（社会福祉法人等の場合） ・申請事業者1/2 ・国1/4 ・都1/8 ・区1/8 （その他の事業者の場合） ・申請事業者1/2 ・都1/4 ・区1/4						
経過	平成14年1月 軽減措置開始(利用者負担割合1/2、軽減割合1/2) 平成15年7月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 平成17年10月 制度改正により、対象サービス、負担割合変更(利用者負担割合を3/4とする(老齢福祉年金受給者は1/2)) 平成18年7月 税制改正に伴う激変緩和措置開始(平成20年6月終了) （平成16年度及び平成17年度の税制改正に伴い利用者負担段階が2段階以上上昇した人について、税制改正がない場合に該当する段階から1段階上げた利用者負担段階を適用する。） 平成21年4月 介護報酬改定に伴う激変緩和措置開始(利用者負担割合を28/100とする。（老齢福祉年金受給者は53/100） ※食費・居住費等の軽減割合は据え置き)						
必要性	低所得者で生計を営むことが困難である者に対する自己負担分の負担軽減を図り、その生活の安定を図る上で必要性が高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) ①利用者の対象確認申請に基づき区が資格要件を確認して、対象者に決定通知・認定証を交付する。 ②利用者は、サービスを受けるにあたり、社会福祉法人、事業者に認定証を提示することで、利用料の軽減を受ける。 ③社会福祉法人、事業者は軽減額の1/2に相当する補助金を区に請求する。 ④区は内容を審査して年2回（上半期・下半期）ごとに支払を行う。※区は、都に対して、年1回補助申請を行う。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		3,409	9,129	10,553	2,156	2,516	2,072	2,078
①決算額(22年度は見込み)		2,622	4,374	2,292	1,867	2,027	1,967	2,078
②人件費			1,724	3,416	3,416	1,694	1,629	
【事務分担量】(%)			20	40	40	20	20	
合計(①+②)		2,622	6,098	5,708	5,283	3,721	3,596	2,078
国(特定財源)								
都(特定財源)(22年度は見込)		1,977	2,619	1,137	1,016	995	1,169	1,075
その他(特定財源)								
一般財源		645	3,479	4,571	4,267	2,726	2,427	1,003
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	社会福祉法人等(千円)	1,758	2,986	1,322	976	1,189	1,294	1,294
	介護サービス提供事業者(千円)	1,203	1,166	792	724	685	601	601

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費			窓あき封筒	1	窓あき封筒	2
	役務費	郵送料（通知書）	26	郵送料（通知書）	11	郵送料（通知書）	22
	負担金	軽減補助金	2,114	軽減補助金	1,895	軽減補助金	2,054
	償還金	H19償還金	127	H20償還金	60		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
①	軽減制度利用者数 ※22年度は見込	77	79	73	100	120	年度末認定者数
	軽減制度申出事業者数 ※22年度は見込	115	112	107	120	150	区内対象サービス提供事業者 （約150事業者）
	③						

（問題点・課題）	①潜在的な制度対象者に対して、申請者数が少ないと思われる。 ②補助額に比して事務手続きが煩雑であり、事業者の負担となっている。
	他区の実況（実施 21 区 未実施 1 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	チラシやホームページの改良、窓口での勧奨を通じ、対象者への制度周知を強化して、利用者の増加を図る。	制度対象者でありながら、申請にいたっていなかった利用者の負担を軽減できる。
②	事業者が請求手続きを行う際の負担軽減策を検討する。	事業者の負担を軽減することで、申出事業者数の増加を期待できる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	介護保険制度を補う国・都の補助事業であり、利用者負担軽減に直接寄与するものである。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護保険施設等における食費・居住費等に対する補助事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業(01-02-20)		担当者名	森島 伸美	内線	2432
事務事業の種類	● 新規事業（○ 22年度 ● 21年度）		○ 建設事業		○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 21 年度		根拠	荒川区介護保険施設等における食費居住費負担		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	額軽減補助金交付要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	利用者負担第1段階から第3段階まで（本人及び世帯非課税）の低所得者に対する、食費・居住費の補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象とならない者に対し、一定所得水準以下の低所得者の負担を軽減するため、食費・居住費の一部を補助する。					
対象者等	1) 本人が区民税非課税（世帯課税）で、世帯の課税合計所得金額が500万以下の者のうち、①または②に該当する者。（生活保護受給者を除く） ①介護保険施設入所者または短期入所生活（療養）介護の利用者のうち、利用者負担第4段階及び特例第4段階の者（右図①） ②利用者負担第4段階及び特例第4段階の者で、認知症対応型共同生活介護または小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスを利用する者。（右図②） 2) 利用者負担第1段階から第3段階の者で、認知症対応型共同生活介護または小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスを利用する者（生活保護受給者を除く）（右図③）					
内容	(1) 補助対象経費 - 介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護の食費・居住費 - 短期入所生活（療養）介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスに係る食費・滞在費 (2) 補助単価 右図のとおり (3) 給付の流れ - 対象サービス利用者が区に負担軽減認定の申請をする。 - 区は該当者に対して認定通知書を交付する。 〔区内事業所・施設の場合〕 - 利用者はサービスを受ける事業所・施設に認定通知書を提示する。 - 利用者は事業所・施設に代理受領委任状を提出する。 - 事業所・施設は認定通知書を確認し、食費・居住費から補助対象額を差し引いた額を徴収する。 - 事業所・施設は、月ごとにまとめて区に補助金を請求する。 - 区は、内容を確認の上、事業所・施設に支払を行う。 〔区外施設の場合〕 - 利用者は一旦、食費・居住費の全額を負担する。 - 利用者は、事業所・施設の支払証明書とあわせて、3ヶ月毎にまとめて区に補助金を申請する。 - 区は、内容を確認の上、利用者に支払う。 ※対象となる施設等に新たな利用者が入所した場合は、施設等から区に連絡をしてもらうことで対象者を捕捉する。					
経過	平成21年度からの新規事業					
必要性	・補足給付対象外である利用者負担第4段階の中でも課税額が小額である所得層に対して、所得等に応じた軽減策が必要であること。 ・施設の空きがないなどの理由により、やむを得ず補足給付対象外施設である認知症対応型共同生活介護等を利用する者への配慮が必要であること。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額							37,924	49,483
①決算額（22年度は見込み）							18,425	49,483
②人件費							1,629	
【事務分担量】（%）							20	
合計（①+②）		0	0	0	0	0	20,054	49,483
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）							0	0
一般財源		0	0	0	0	0	20,054	49,483
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実績の推移	対象者数（施設・SH）（人）						210	240
	対象者数（GH・小規模）（人）						87	87

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

決算 予算 内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助			食費・居住費に対する補助	18,425	食費・居住費に対する補助	49,483

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	対象者数（施設・SH）		—	—	210	210	240	※22年度については見込み。
	② 対象者数（GH・小規模）		—	—	87	87	87	※22年度については見込み。
	③							

（問題点・課題 分析）	・区外施設を利用する場合、制度の内容や申請の方法等について、利用者及びケアマネジャーへの周知が必要である。							
	他区の実況（実施 0 区 未実施 22 区）							

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	区外施設利用者に対して、申請や請求等の手続で、どのような手順を踏むかのお知らせを作成するなど、分かりやすい手続方法の提供を図っていく。	制度を円滑に運用し、必要な方にサービスを提供できる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	保険給付（特定入所者介護サービス費）対象外の低所得者等の負担を軽減するために必要である。

議会 （要旨） 質問 状況	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業所人材育成補助事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
			担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	介護サービス人材確保事業費（01-19-01）					
事務事業の種類	☒ 新規事業 （ ☐ 22年度 ☒ 21年度 ） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業					
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 21 年度		根拠	荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金		
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等	交付要綱		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	区内の介護サービス事業所がその事業所に勤務する者に介護職員基礎研修を受講させる場合又は訪問介護員の資格を取得をさせる場合に、事業所が負担した費用に対して補助を行うことにより、事業所の経費負担の軽減を図り、もって事業所が質の高い介護サービスを安定的・継続的に提供できる基盤を整備する。					
対象者等	区内で1年以上事業実績のある事業所を有する指定介護サービス事業者等					
内容	1 介護職員基礎研修に要する補助 要件：区内で1年以上事業実績のある事業所の介護従業者等でサービス提供責任者、主任介護職員等の就任予定者が、介護職員基礎研修を修了した場合 内容：介護職員基礎研修受講料の全額を補助（上限額：1人につき18万円） 2 訪問介護員1級取得に要する補助 要件：区内で1年以上事業実績のある事業所の訪問介護員等でサービス提供責任者就任予定者が、訪問介護員1級を取得した場合 内容：訪問介護員1級取得受講料の全額を補助（上限額：1人につき18万円） 3 訪問介護員2級取得に要する補助 要件：区内で1年以上事業実績のある事業所の介護従業者等が、訪問介護員2級を取得した場合 内容：訪問介護員2級取得受講料の全額を補助（上限額：1人につき10万円）					
経過	平成21年度 事業開始 平成22年度 補助対象に介護職員基礎研修を追加					
必要性	質の高い介護サービスを実現するために、区内介護サービス事業所の質の高い人材育成を支援することは必要である。					
実施方法	（1直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額						6,800	3,800
	①決算額（22年度は見込み）						1,428	3,800
	②人件費						2,443	
	【事務分担量】（%）						30	
	合計（①+②）	0	0	0	0	0	3,871	3,800
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	3,871	3,800
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	基礎研修修了者・1級取得者（人）						2	10
	2級取得者（人）						13	20

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金			1級取得補助	340	基礎研修・1級取得補助	1,800
				2級取得補助	1,088	2級取得補助	2,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	① 介護職員基礎研修修了者	—	—	—	10	40	補助金を活用して資格を取得した者の累計数
	② 訪問介護員1級取得者	—	—	2	3	5	
	③ 訪問介護員2級取得者	—	—	13	33	100	

（問題点・課題）	① 訪問介護員1級については、講座数が減少し、平成24年度を目途に介護職員基礎研修に一元化されることもあり、需要が少ない。
	② 平成22年度から介護職員基礎研修を対象にしたが、その上の資格で国家資格でもある介護福祉士取得に対する助成を望んでいる事業所もある。
（問題点・課題）	③ 本事業の活用状況について、事業所によって偏りがある。（活用する事業所は複数回利用もするが、活用していない事業所も多い。）
	（実施 9 区 未実施 12 区）
他区の実況	資格取得支援種類 訪問介護員2級 8区、介護福祉士 1区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	訪問介護員1級に対する助成を介護職員基礎研修に対する助成に統合する。	実態に沿った事業実施にすることができる。
②	介護福祉士取得に対する助成を検討する。	より上級の資格を目指してもらうことにより、質の高い介護職員を育成することができる。
③	本事業を活用していない事業所について理由の分析を行い、必要があれば制度の改善を行う。	分析を踏まえた対応策をとることにより、利用する事業所数を増やすことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区内における質の高い介護サービスが安定的かつ継続的に供給されるためには、区内事業所が良質な介護労働者の人材を確保することが重要である。

議（要質問状）	H20.3定 H20.4定	介護事業者、介護従事者への支援について 介護労働者への財政的支援について 介護現場の実態調査を行い、労働条件を改善することについて
---------	------------------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業所雇用創出補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）		介護サービス人材確保事業費（01-19-01）			
事務事業の種類	● 新規事業（○ 22年度 ● 21年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 21 年度		根拠	荒川区介護サービス事業所雇用創出事業補助金	
終期設定	● 有 ○ 無 21 年度		法令等	交付要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	介護保険サービスの基盤整備〔02-04〕			
目的	介護サービス分野における人材不足の現況を鑑み、区内の介護サービス事業所において新規に従業者を雇用し、雇用確保、人材育成等を図る事業者に対して補助を行うことにより、介護サービス事業所における安定的な人員体制の確保及びサービス提供基盤の整備を図る。				
対象者等	区内で1年以上事業実績のある事業所を有する指定介護サービス事業者等				
内容	1 補助条件 区内に事業所のある指定介護サービス事業者等で、以下の要件をすべて満たす者を平成21年1月1日から9月30日までに雇用し、その者を区内の事業所で6か月以上雇用するものとする。 (1) 週16時間以上勤務すること。 (2) 過去1年以内に介護関係の業務に携わっていないこと。 (3) 介護関係資格の無資格者の場合には、訪問介護員2級を取得させる予定があること。 2 補助額 補助の対象となる新規雇用者は、1事業所につき1人までとする。 (1) 週30時間以上勤務の場合 100万円 (2) 週30時間未満勤務の場合 70万円 3 その他 6か月以上雇用しなかった場合は、雇用しなかった月数に応じて事業者から補助金を返還させるものとする。また、同一人物について重複しての補助は行わない。				
経過	平成21年度限りの単年度事業				
必要性	区内の介護サービス事業所での介護人材が不足している現状において、新たな人材を緊急に確保する目的として、また区の財政負担から単年度限りの事業として実施				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額						30,000	
	①決算額（21年度は見込み）						26,400	
	②人件費						2,443	
	【事務分担量】（%）						30	
	合計（①＋②）	0	0	0	0	0	28,843	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	28,843	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	新規雇用に係る助成人数						29	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金			新規雇用に係る助成	26,400		

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	①	継続雇用者数	—	—	27	—	—	補助金を活用して雇用された者のうち、6か月以上継続して勤務した雇用者数
	②							
	③							

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施 7 区 未実施 15 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	休止・完了	平成21年度限りの事務事業

状況（要質問）	H20.3定 H20.4定	介護事業者、介護従事者への支援について 介護労働者への財政的支援について 介護現場の実態調査を行い、労働条件を改善することについて
---------	------------------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業者専門指導事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
			担当者名	板垣 勝洋	内線	2436
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	介護サービス事業者専門指導事業（01-20-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）			○ 建設事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 20 年度			根拠		
終期設定	○ 有 ● 無 年度			法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分 ○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	区内介護サービス事業所に対し、労務・税務・会計等の専門性の高い分野の専門相談及び経営診断を行うことにより、介護サービス事業所の経営強化を促す。					
対象者等	区内介護サービス事業所					
内容	1 相談の種類及び実施方法等 ① 税務相談（税理士） 会計処理、確定申告の方法等に関する指導、月1回（1時間）来所による相談 ② 労務管理相談（社会保険労務士） 雇用契約、人事、給与、労務等に関する指導、月1回（1時間）来所による相談・随時の訪問による指導 ③ 経営指導（中小企業診断士） 経営診断、随時の訪問による指導 ④ 集団指導 専門家による法令遵守等の指導 2 介護サービス事業者の利用料 無料					
経過	平成20年10月 事業開始					
必要性	区内の介護事業者がより質の高い介護サービスを提供するためには、介護保険法に基づく実地指導等とあわせて、事業所運営に欠かせない労務、税務等の専門性の高い分野の知識習得を積極的に支援する必要がある。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・東京都の区市町村指導検査体制整備補助事業（平成21年度～23年度）を活用 （補助率 平成21年度：10/10、平成22年度：1/2）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額						807	1,420	1,090
①決算額（22年度は見込み）						337	584	1,090
②人件費							4,072	
【事務分担当量】（％）							50	
合計（①+②）		0	0	0	0	337	4,656	1,090
国（特定財源）								
都（特定財源）						337	291	
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	0	4,365	1,090
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	法律相談（件数）					1	3	廃止
	税務相談（件数）					5	10	11
	労務管理相談（件数）					2	6	11
	労務管理・経営診断（件数）					4	5	18

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	相談謝礼	337	相談謝礼	584	相談謝礼	1,090

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値	
① 法律相談件数	① 法律相談件数	—	1	3	—	—	
	② 税務相談件数	—	5	10	11	11	
	③ 労務管理相談件数	—	2	6	11	11	
	④ 経営診断件数	—	4	5	18	18	

（問題点・課題）	① 実地指導の結果から、依然として介護保険法に基づく適切な会計区分がなされていない会計処理を行っている事業所や従業者の雇用契約等に関する記録の整備がなされていない事業所が見受けられる。 ② 分野によって相談件数が伸びていない。経営指導については区が指定している地域密着型サービス事業所は必須としているが、受けていない事業所がある。 ③ 管理者が定着しない等の理由により、専門相談結果を効果的に事業所運営に反映できていない事業所が見受けられる。
他区の実施状況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	実地指導、集団指導等の機会を利用し、必要な事業所に対して、本事業を活用するように指導していく。また、相談結果の反映状況について実地指導等を通じて定期的に確認、指導していく。	良質かつ安定的な介護サービスを継続的な提供に資することができる。
②	件数の伸びていない相談については、その必要性やニーズを検証し、事業の見直し等を行う。また、地域密着型サービス事業所については、積極的に活用するように促していく。	事業所のニーズに合った事業となり、本事業の利用が促進される。また、区が指定する事業所として、地域密着型サービス事業所の経営状況等の把握に役立つ。
③	事業所に対して、専門相談の内容を組織内で共有できる仕組みづくり（伝達研修）の助言・指導を行う。	指導を受けた者（管理者等）だけでなく、担当者レベルに相談の効果を波及させることにより、事業所運営のさらなる安定に資することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	介護保険制度は、民間の介護サービス事業者と利用者との契約を通じて保険給付を行う制度である。 適切な介護サービス提供を実現するには、介護サービス提供事業者の適切な事業所運営体制を構築することが必要である。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	指定介護予防支援補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	五十嵐 健	内線	2436
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	指定介護予防支援事業費（01-13-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 20 年度		根拠	荒川区指定介護予防支援事業補助金交付要綱	
終期設定	● 有 ○ 無 21 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険の要支援者（要支援1・2）の介護予防ケアプランを作成する際にかかる地域包括支援センターの 人件費について、区がその費用の一部を補助することにより、安定的な地域包括支援センターの運営及び介 護予防ケアプラン作成体制の充実を図る。				
対象者 等	区内地域包括支援センター5ヶ所				
内容	地域包括支援センターの主任介護支援専門員等が特定高齢者把握や 特定高齢者のプラン作成に専念できるように、介護予防ケアプラン の作成を行う専任の職員を配置し、その人件費の一部を補助する。 1 補助対象経費 介護予防ケアプランを作成する地域包括支援センターの 専任職員人件費 2 補助額 (1)と(2)のいずれか少ない額から、介護予防ケアプラン作成により 得た介護報酬を控除した額 (1)前年度に作成した介護予防ケアプラン月平均件数を80で除して 得た数小数点未満の端数は、切り上げ）に300万円を乗じて得た額 (2)補助対象経費の実支出額				
経過	平成20年度 事業開始 平成21年度 事業終了 本補助制度の実施により、包括的支援事業等（特定高齢者の把握、プランの作成等）の実績に一定の効果 はあったものの、①プラン作成の職員を専任とすることとしているため、介護予防ケアマネジメントの一体 性・継続性が十分に図られない。②補助の仕組みが差額補助となっているため、プラン作成へのインセンシ ティブが働きづらい。等の問題点があったため、平成22年度以降、本事業を廃止し、地域支援事業費を充実 させることで地域包括支援センター機能の更なる強化を図ることとした。				
必要性	介護予防ケアプラン作成にかかる人員体制の安定的な確保を図り、プランの作成を円滑に進めていくため に必要である。				
実施 方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額						42,000	24,240	0
①決算額（22年度は見込み）						9,245	6,081	0
②人件費						0	1,222	
【事務分担量】（%）						0	15	
合計（①+②）		0	0	0	0	9,245	7,303	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	9,245	7,303	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	介護予防ケアプラン作成数（延べ）			5,662	10,467	11,270	11,838	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	プラン作成にかかる人件費補助	9,245	プラン作成にかかる人件費補助	6,081	プラン作成にかかる人件費補助	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
①	介護予防プラン作成数（延べ）	10,467	11,270	11,838	—	—	要支援1・2の高齢者に対し作成した介護予防プラン数
②							
③							

（問題点・課題） （指標分析）	
他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	休止・完了	平成21年度事業 地域包括支援センター事業を充実させることで地域包括支援センター機能の更なる強化を図る。

議（要旨） 況（質問） 状	
---------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	小規模多機能型居宅介護事業者支援補助	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	五十嵐 健	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	小規模多機能型居宅介護事業者支援補助（01-21-01）				
事務事業の種類	☒ 新規事業 （ ☒ 22年度 ☐ 21年度 ） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業				
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 22 年度	根拠	小規模多機能型居宅介護事業者支援補助実施要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	小規模多機能型居宅介護サービスの試行的利用（保険給付対象外）を希望する要支援者及び要介護者を受け入れる事業者に対して、これに係る経費（通いサービス及び泊まりサービス）について補助を実施することにより、地域密着型サービスとしての小規模多機能型居宅介護サービスの一層の利用促進を図る。				
対象者等	小規模多機能型居宅介護を初めて利用する要支援者及び要介護者で、かつ試行的利用者（契約を前提に、契約締結前にサービスを利用する者）を受け入れる事業者				
内容	〔事業のねらい・効果〕 地域密着型サービスとしての小規模多機能型居宅介護サービス利用者の負担軽減を図り、その利用を促進することで、地域密着型サービス提供基盤の安定的かつ継続的な確保を図る。 〔補助対象者〕 荒川区内に小規模多機能型居宅介護サービス事業所を有する介護保険サービス事業者 〔補助対象経費〕 介護保険給付対象経費（通いサービス・泊まりサービス）ただし、連続した5日分を限度とする。 （ただし、1月当たり登録定員の1割（小数点以下端数切り上げ）を超えない範囲とする） 〔補助額〕 試行利用する者の要介護度に応じた金額に、試行利用に係る日数を乗じる。 要支援1 1,500円 要支援2 2,800円 要介護1 4,000円 要介護2 5,800円 要介護3 8,200円 要介護4 9,100円 要介護5 10,000円				
経過	平成22年度からの新規事業				
必要性	・小規模多機能型居宅介護サービスを利用する場合は、従前のケアマネジャーやサービスを引き続き利用することができない等の制約があり、要介護者や家族がその利用を検討する場合に慎重にならざるを得ないため、利用を思いとどまるケースがある。 ・上記を解消するため、事業所において「試行的利用」制度を設けているが、正式な利用にいたらなかった場合に、利用者との関係から、利用料の徴収が困難なケースも多く、事業運営上の理由から、事業者側も試行的利用を制限さざるを得ない。 ・第4期介護保険事業計画では、地域密着型サービスの充実を図っていくので、上記の課題を解消し、小規模多機能型居宅介護サービスの利用促進を図る必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額							1,009
①決算額（22年度は見込み）							1,009
②人件費							
【事務分担量】（%）							
合計（①+②）	0	0	0	0	0	0	1,009
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	0	1,009
実績の推移	事項名						
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	試行的利用の利用者数（人）						
							18

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

決算・予算・内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助					小規模事業者支援補助	1,009

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	試行的利用者数 (延べ人数)	—	—	—	18	48	1か月に2人の利用者を想定 (目標値は1か月に4人)

(問題点・課題分析)	本事業を活用しての新規参入を促す仕組みづくりが必要である。
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	利用者、ケアマネジャーについては、事業者連絡会等において、制度の内容について周知を図っていく。また、新規事業者については、区ホームページ、または来所した際、説明内容に盛り込むことで新規参入事業者への周知を図っていく。	制度を円滑に運用し、必要な方にサービスを提供できる。また、新規事業者の参入促進を資することが出来る。
②	利用者の状況や事業者の要望等を把握し、効果的な補助制度になるよう改善を行う。	更なる事業所の負担軽減と利用者数の確保を図ることができる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
—	推進	地域密着型サービスとしての小規模多機能型居宅介護サービスの一層の利用促進のために必要である。

議会(要旨)	H21.2定 小規模多機能型居宅介護サービスの独自支援策について
--------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護サービス永年勤続従業者表彰事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
			担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	介護保険サービス従事者功労者表彰事業（01-22-01）					
事務事業の種類	● 新規事業（● 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 22 年度		根拠	荒川区介護保険サービス永年勤続従業者表彰事業実施要綱		
終期設定	● 有 ○ 無 22 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護保険サービス事業所において、長年にわたり介護保険サービスに従事し、地域の高齢者福祉の増進のために尽力した成績優秀なサービス従業者を表彰することで、介護保険サービス従業者の意欲向上と、社会的評価の向上に資することを目的とする。					
対象者等	○ 対象者（表彰基準） 次に掲げる要件をすべて満たす者 （1）指定介護保険サービス事業所に、平成12年4月1日以降継続して10年以上勤務している者。 ※なお、基準日（平成22年4月1日）に区内サービス事業所に勤務していれば、勤務が複数の事業所（区外のサービス事業所を含む）にわたっている場合でも対象とする。 （2）利用者に直接、介護保険サービスを行う者で事業所の管理者の推薦を受けた者 ○ 表彰基準の除外事項 （1）事業所の運営法人の経営に携わっている役員（ただし、役員であっても主に利用者に直接介護保険サービスを行う者は除く） （2）刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑法第27条及び同法第34条の2の規定により刑が消滅した者を除く。） （3）その他、表彰することが適当でないと区長が認める者					
内容	○表彰状及び記念品の授与、事業者向け講演会の実施 （11月11日「介護の日」にあわせて事業実施の予定）					
経過	平成22年度限りの単年度事業					
必要性	介護保険制度は、民間の介護サービス事業者と利用者との契約を通じて保険給付を行う制度であり、利用者に直接介護サービスを提供する介護サービス従事者は、適切な介護保険事業運営の要である。したがって、区内の質の高い介護サービスの確保のためには、区内介護サービス事業所で優秀な介護サービス従事者が長く勤務し、区内で介護サービスを提供してもらうことが重要である。 以上の理由から、区内の介護事業所における従業者の勤労意欲の向上に資するために、介護保険制度創設10年の節目事業として本事業を実施する。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額								808
①決算額（22年度は見込み）								808
②人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（①+②）		0	0	0	0	0	0	808
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	0	0	808
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	表彰者数（人）							100

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					講師謝礼	100
	需用費					記念品・表彰状等	560
						その他消耗品	70
	役務費					郵送料	8
						表彰状筆耕代	42
	使用料					会場使用料等	28

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	表彰対象者数（人）	—	—	—	100	—	
②							
③							

（問題点・課題）	・来年度以降に勤続10年を迎える従業者との不公平感が生じる可能性がある。 ・産業経済部の事業所功労者表彰制度と同時期に表彰事業が重なることで、事業所に負担感が生じる可能性がある。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	今年度の応募状況により、来年度以降の事業継続の可否について検討を行う。その際には、表彰の実施時期（曜日・時間帯）等を含めて再構築する。	介護従業者の更なる意欲向上に資することができる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
—	休止・完了	平成22年度限りの事務事業 介護保険制度10年目の節目事業として、実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	要介護等認定事務	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	新井 芳江	内線	2433
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	認定事務費（51-04-01）				
事務事業の種類	☐ 新規事業 （ ☐ 22年度 ☐ 21年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 12 年度		根拠	介護保険法 荒川区介護保険条例	
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	保険給付（介護給付・予防給付）を受けるため、要介護・要支援認定を申請する被保険者に対して、適正かつ公平な要介護・要支援認定を行うことを目的とする。				
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）で要介護等認定を申請する者				
内容	1 認定の申請 介護保険サービスを受けようとする被保険者は、保険者（荒川区）に要介護認定の申請を行う。 2 訪問調査の実施 認定調査員が、被保険者（自宅・病院・施設）を訪問し、身体状況・生活状況を調査する。 3 主治医意見書の作成依頼 主治医が、医学的な所見等に関する意見書を作成する。 4 一次判定 訪問調査結果及び主治医意見書に基づき、全国統一のコンピュータ・ソフトを用いて、一次判定行う。 5 二次判定 医療・保健・福祉の専門家で構成される「荒川区介護認定審査会」が最終的な要介護度の審査・判				
経過	平成12年4月 介護保険制度開始（認定手続きは、平成11年度から開始） 平成15年4月 認定調査の調査項目が85項目から79項目に変更 平成16年4月 更新までの認定有効期間を最長2年間に延長 平成18年4月 旧要介護1を要支援2と要介護1に細分化 調査項目を79項目から82項目に変更 新規申請の訪問調査を原則直営化 平成21年4月 介護認定一次判定ソフトを変更 調査項目を82項目から74項目に変更 調査項目の定義・分類を変更				
必要性	介護保険法に基づく必須の事業				
実施方法	（2—部委託） （直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員） ・新規申請に関する訪問調査は区職員が実施 ・区外等の遠隔地への調査の場合、原則として、調査場所の自治体もしくは市町村事務受託法人に委託 ・区分変更申請に関する調査も、原則として区職員が実施 ・更新申請と区外遠隔地の区分変更申請については、原則として民間の居宅介護支援事業所等に委託				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	108,832	103,442	106,873	118,994	119,827	125,506	130,990
	①決算額（22年度は見込み）	99,585	80,172	95,954	99,899	105,288	107,940	130,990
	②人件費		103,428	102,480	102,480	101,640	89,584	
	【事務分担量】（%）		1,200	1,200	1,200	1,200	1,100	
	合計（①+②）	99,585	183,600	198,434	202,379	206,928	197,524	130,990
	国（特定財源）	46,191	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	53,394	183,600	198,434	202,379	206,928	197,524	130,990
	一般財源							
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	審査件数	8,686	7,222	8,191	8,301	8,665	8,827	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審査委員・調査員8名	35,917	審査委員・調査員8名	37,619	審査委員・調査員10名	47,152
	共済費	公務災害補償費負担	2,506	公務災害補償費負担	2,847	公務災害補償費負担	3,763
	報償費	審査会判定部会長会	406	審査会判定部会長会	465	審査会判定部会長会	560
	特別旅費	調査員旅費	89	調査員旅費	126	調査員旅費	360
	食糧費	食糧費	1	食糧費	0	食糧費	5
	一般需用	一般需用	564	一般需用	823	一般需用	876
	役務費	役務費	42,672	役務費	43,398	役務費	50,435
	委託料	委託料	23,133	委託料	22,567	委託料	27,805

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	認定申請件数（件）	8,441	8,945	9,030	10,230	10,500	
②	新任調査員研修受講者	58	89	42	90	100	
③	現任調査員研修受講者	202	340	159	200	300	

問題点・課題 (指標分析)	訪問調査について、新規申請、区分変更申請は、原則として区の調査員が行い、更新申請については、調査業務委託により、民間の事業所に委託している。認定の精度を上げるため、委託先が行った調査について、適切に行われているか、特記事項が適切に記載されているか、その内容を精査する必要がある。 現在は、審査会を担当する事務局職員が点検を行っているが、その他の事務量も多く、十分な点検を行うことができない状況である。介護支援専門員や保健師等の専門知識を持つ職員を重点的に配置するなど、職員体制を整える必要がある。また、訪問調査を行う区職員は、介護支援専門員の資格を持つ非常勤職員であるが、その調査技術の質を確保するためにも、指導的な役割を担う専門知識をもった職員が必要である。 申請から認定まで、30日以内という規定があるが、高齢者人口の増加とともに新規申請者も増加しており、認定までの日数が延びている傾向がある。これに対応できる事務処理システムを整える必要がある。					
	（実施 22 区 未実施 0 区）					
実施状況						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	民間の事業所が行った調査は、一次判定にかけの前内容の点検を行えるよう検討する。	調査の精度が高まり、調査員による一次判定のバラツキがなくなる。
②	認定調査員を指導し、適正な審査会資料の作成を行うため、介護支援専門員、保健師の資格を持った職員の配置を検討する。	専門知識を持った職員が、事業者調査の点検や、調査員研修を担当することで、調査員のレベルアップが期待できる。
③	増加する認定申請（新規・区分変更）に対応するため、認定調査員を段階的に増員する。これに伴い、介護保険課の組織の見直しを検討する。	認定調査、介護認定審査会の運営を担当する部署を新設することで、より専門的な見地から、要介護認定の適正化を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	法に基づき区が直接実施することを原則とする、サービス利用上の必須事務事業である。

議会（要質問状）	「①介護保険の新認定の見直しを政府に求めよ。②区として実態に即した認定を実施せよ。」 平成21年第2定例会
----------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		賦課・収納事務費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司	
				担当者名	寺本謙介	内線	2441	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード (21年度)		賦課・収納事務費 (01-03-01)						
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 22年度 ☐ 21年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成		12 年度	根拠	介護保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度	法令等	荒川区介護保険条例			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]						
目的	介護保険事業の安定的運営のため、財政基盤を確立・維持する。							
対象者等	区内介護保険第1号被保険者…荒川区内に住所を有する65歳以上の者(外国人を含む) 44,046人(22年4月1日現在) (うち外国人被保険者 937人 住所地特例該当者 293人)							
内容	1 被保険者の資格取得及び喪失に関する事務 2 被保険者証に関する事務 3 介護保険料の賦課及び減免に関する事務 (1) 保険料納入通知書の送付 (2) 低所得者(第3段階)を対象とした介護保険料(第1号被保険者)の減額に関する事務 4 介護保険料の徴収に関する事務 5 介護保険料の滞納整理に関する事務 6 介護保険料の徴収嘱託及び受託に関する事務							
経過	1 平成 9年12月 介護保険法公布 2 平成12年 4月 介護保険法施行 ※国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 ・平成12年 4月～平成12年 9月……………全額免除 ・平成12年10月～平成13年 9月……………1/2減額 ・平成13年10月……………全額納付開始 3 平成14年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正(低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始) 4 平成15年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正(第2期介護保険料設定) 5 平成18年 4月 荒川区介護保険条例の改正(第3期介護保険料設定)及びシステム変更 6 平成21年 4月 荒川区介護保険条例の改正(第4期介護保険料設定及び暫定賦課の見直し)							
必要性	介護保険法の規定により必須の事業							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員)							
	1 介護保険料賦課 【保険料の算定】 当該年度住民税の課税状況等の決定を受け年間分の保険料を算定。7月中旬に納入通知書発送。 【随時賦課】 資格の得喪(年齢到達・転入・転出・死亡・所得の修正等)による保険料の変更賦課。毎月月中旬に納入通知書発送 2 被保険者証の交付 65歳到達者は、誕生月の前月に送付。転入者は、転入届の際に交付。 3 介護保険料徴収方法 (1) 普通徴収 8,189人 年額保険料を7月～翌年3月までの9回に分けて納付する方法(自主納付、または口座振替) (2) 特別徴収 35,857人 受給する年金からあらかじめ保険料を6回に分けて差し引いて納付する方法 4 納付相談 (1) 窓口及び電話による納付相談(随時) (2) 介護認定・変更申請時に滞納者を対象に納付相談を行う。 5 督促・催告 督促状は納期限から2ヵ月後に未納者へ送付(毎月)し、催告書は年2回(4月・12月)送付している。 6 過誤納還付充当 重複納付や保険料の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。							
予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	予算額	19,884	28,128	22,367	19,698	18,627	21,078	19,870
	①決算額	14,580	19,388	16,053	12,966	12,529	13,639	19,870
	②人件費		39,280	52,451	57,729	54,592	47,235	
	【事務分担量(%)】		510	643	723	673	580	
	合計(①+②)	14,580	58,668	68,504	70,695	67,121	60,874	19,870
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	14,580	58,668	68,504	70,695	67,121	60,874	19,870	
実績の推移	事項名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	被保険者数/年度末	39,324人	40,308人	41,370人	42,308人	43,352人	44,046人	
	増加率	2.0%	2.5%	2.6%	2.2%	2.5%	1.6%	
	収保率	96.5%	96.6%	96.5%	96.8%	96.7%	96.7%	
	納率	21.0%	18.5%	16.5%	16.9%	15.0%	14.8%	
率料	全体	92.1%	91.8%	93.2%	93.4%	93.0%	92.4%	

事務事業分析シート（平成22年度）

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度(決算)		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	徴収嘱託員報酬	888	徴収嘱託員報酬 事務嘱託員報酬	2,967	徴収嘱託員報酬 事務嘱託員報酬	3,392
	共済費		0	事務嘱託員社会保険料等	270	事務嘱託員社会保険料等	310
	一般需用費	納入通知書印刷等	2,665	納入通知書印刷等	3,185	納入通知書印刷等	4,921
	役務費	公金取扱手数料・郵送料	7,585	公金取扱手数料・郵送料	7,920	公金取扱手数料・郵送料	8,403
	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	1,391	MT処理・OCR読取委託料等	1,183	MT処理・OCR読取委託料等	2,494
	備品購入費					業務用PC	174
	負担金補助及び交付金		0	保険料経由事務負担金	172	保険料経由事務負担金	176

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
①	① 収納率(現年分)		96.78%	96.67%	96.66%	97.78%	97.78%	目標値は第4期第1号保険料算定にかかる保険料予定収納率
	② 収納率(滞納繰越分)		16.86%	14.98%	14.83%	16.00%	16.00%	①、②とも19～21年度は実績
	③							

問題点・課題 指標分析	①個別の滞納状況の把握が十分取れていないため、滞納及び不納欠損が嵩み、収納率の低下に繋がる。 滞納整理に関する専門知識を持った職員がいないため、滞納処分(差押え・交付要求等)が滞る。 保険料の賦課と徴収が同一係内にあり、担当業務を兼ねているため、十分な徴収業務を執り行うことができない。	② ③
他区の状況	(実施 22 区 未実施 0 区)	

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	平成22年度から実施している町丁目別の収納率を割り出し、毎月の収納額の増減を把握して、滞納額解消の取り組みをさらに強化する。	月ごとの町丁目別の収納状況を把握することにより、滞っている地区の収納率の向上に取り組みことができる。
②	滞納整理処分や納付交渉の研修及び、関連法規の学習を年数回実施して、滞納整理の基礎知識の充実を図る。	滞納整理業務の詳細を学習することにより、円滑な業務を行うことができ、滞納や不納欠損の減少に成果を上げることができる。
③	国保年金課と合同で実施している徴収嘱託員による訪問徴収の再検討を行い、介護保険に係る徴収専門の非常勤職員を介護保険課内に配置する。	効率的な職員体制を構築することにより、収納率の向上に繋げることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	介護保険制度の基盤を強化し、事業の安定的運営を図る根幹となる事業である。

議会 要質問 状況	H13.3定	介護保険料の独自減額について、区の実情を踏まえた検討について
	H19.2定	最低生活費以下の年金から税・保険料を天引きすることの、
		憲法二十五条の『健康で最低限な生活を営む権利』との整合性について
	H20.3定	介護保険料の低所得者への免除制度の実施について
		介護保険料の低所得者への軽減について
	H20.4定	第4期介護保険料の値上げ抑制のために国庫負担を増やすことについて
	H21.2定	第4期介護保険料設定における低所得者対策について
		23区で一番高くなった第4期介護保険料基準額を減額するために、一般財源を投入することについて

事務事業分析シート（平成22年度）

別紙

年額保険料

<21年度～23年度>

- ・第1段階 24,900円 本人及び世帯全員が区民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者
- ・第2段階 24,900円 本人及び世帯全員が区民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額≤年額八十万円を満たす者
- ・第3段階 41,508円 本人及び世帯全員が区民税非課税で第2段階以外の者
- ・特例第4段階 49,812円 本人が区民税非課税。同一世帯に区民税課税者があり合計所得金額＋課税年金収入額≤年額八十万円を満たす者
- ・第4段階 55,356円 本人が区民税非課税。同一世帯に区民税課税者がいて特例第4段階以外の者
- ・第5段階 63,648円 本人が区民税課税で合計所得金額が125万円未満
- ・第6段階 69,192円 本人が区民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満
- ・第7段階 77,496円 本人が区民税課税で合計所得金額が200万円以上350万円未満
- ・第8段階 83,028円 本人が区民税課税で合計所得金額が350万円以上500万円未満
- ・第9段階 96,864円 本人が区民税課税で合計所得金額が500万円以上750万円未満
- ・第10段階 102,408円 本人が区民税課税で合計所得金額が750万円以上1,000万円未満
- ・第11段階 110,712円 本人が区民税課税で合計所得金額が1,000万円以上

<18年度～20年度> [] 内は15年度～17年度、() 内は12年度～14年度

- ・第1段階 26,570円 世帯区民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 [19,466円] (17,777円)
- ・第2段階 26,570円 本人及び世帯全員が区民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額≤年額八十万円を満たす者
- ・第3段階 39,855円 本人及び世帯全員が区民税非課税で第2段階以外の者 [29,199円] (26,666円)
- ・第4段階 53,140円 本人が区民税非課税。同一世帯に区民税課税者がいる場合 [38,932円] (35,555円)
- ・第5段階 66,425円 本人が区民税課税で合計所得金額が200万円未満 [48,665円] (44,443円)
- ・第6段階 79,710円 本人が区民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満 [58,398円] (53,332円)
- ・第7段階 92,995円 本人が区民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満
- ・第8段階 106,280円 本人が区民税課税で合計所得金額が1,000万円以上

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護保険システム運用管理費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	笠原 尚子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護保険システム運用管理費（01-06-01） 一般会計繰出金（01-01-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 12 年度 根拠				
終期設定	○有 ●無 年度 法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準 計画区分 ○計画 ●非計画				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険システムの管理運営・保守等を行うことにより、受給者台帳管理、要支援・要介護者認定事務等を円滑に行う。				
対象者等	民間事業者（システム開発業者）				
内容	○ 介護保険システム管理運営費 介護保険システムの導入・運用・保守等に係る経費。22年度までの債務負担による5年間（18年度から22年度）の分割支払。 ※総額 115,327,920円（18年度：26,808,192円、19～22年度：22,129,932円/年） ○ 介護保険システム改修費 法改正等により必要になるシステム変更経費 ○ 介護保険システムに係る庁内電子計算機運用管理費負担分 庁内の電子計算機運用管理費等を負担する情報システム課に、ホストコンピュータの介護保険システムに係る相当分を、運用等経費の負担分として、介護会計から一般会計に繰出し処理を行う。				
経過	平成12年 介護保険システム導入 平成18年 介護保険システムリプレイス ※平成18年より管理運営費・改修費に係る経費については、業務主管課で予算計上。				
必要性	介護保険運営にかかわる膨大な情報を管理運営していくには、システム化が必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 管理運営・保守等を委託（委託費用は内容のとおり）。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	19,272	19,289	58,479	45,199	64,183	59,816	49,125
	①決算額	19,272	19,289	52,320	40,495	58,575	51,011	41,350
	②人件費		862	854	854	847	814	
	【事務分担量】 (%)		10	10	10	10	10	
	合計 (①+②)	19,272	20,151	53,174	41,349	59,422	51,825	41,350
	国 (特定財源)			4,977	1,583			
	都 (特定財源)							
	その他 (特定財源)	19,272	20,151	48,197	39,766	59,422	51,825	41,350
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	介護保険システム負担分	19,272	19,289	15,579	13,325	12,053	17,686	0
	介護保険システム管理運営費	—	—	36,741	27,170	46,522	33,325	41,350

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	システム管理運営委託	21,350	システム管理運営委託	21,350	システム管理運営委託	21,350
		制度改正対応	24,392	LP端末設定業務委託	126	制度改正対応	20,000
				介護保険制度改正に伴う改修	10,647		
				高額医療介護合算療養費制度の実施に係る改修	233		
				4月特微開始者納通発行対応	189		
	賃借料	システム賃借料	780	システム賃借料	780	システム賃借料	780
	繰出金	システム負担分	12,053	システム負担分	17,686	システム負担分	6,995

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	システム障害回数	0	0	47	0	0	19・20年度については、半日以上システムがダウン生じた回数
②							
③							

（問題点・課題分析）	①収納業務について別システムとなっており、他システムとの連携が必要となるため、情報の反映にタイムラグ・不整合等が生じる。 ②情報抽出機能を十分に備えていないため、統計作成に時間がかかる。 ③契約期間満了（平成23年度については、再リース）及び保守期間終了に伴い、平成24年度以降の上記システムについて、現行システムの更改・再々リース及び新規導入等を検討する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	システム間の不整合を解消するよう開発事業者と調整すると共に、システムに不具合が生じた時の迅速な連絡体制をとれるようにしておく。	事務処理の停滞を避ける。
②	システム改修を含め、迅速で正確な情報抽出方法を検討する。	より円滑に統計資料作成を行う。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	事業実施上必要不可欠な手段である。

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護保険給付適正化計画の実施		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
			担当者名	矢代由紀子・新井芳江	内線	2436・2433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	事業者支援事務費（01-07-01）、認定事務費（01-04-01）					
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 19 年度		根拠			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護給付を必要とする受給者を適正に認定した上で、受給者が真に必要なサービス、事業者がルールに従って適正に提供するよう促す。					
対象者等	保険者、介護サービス事業者、利用者					
内容	介護給付の適正化は、平成12年の介護保険制度発足以降、制度の適正運営の観点から逐次取り組まれてきたが、厚生労働省は平成19年6月に「介護給付適正化計画に関する指針」を定め、平成20年度から22年度までの3か年を強化期間と位置づけた上で、あらためて都道府県及び保険者に対して適正化への取組を体系化した計画の策定を求めた。本事業は、荒川区が平成19年12月に策定した「荒川区介護給付適正化計画」に基づく取組を行うものである。 【要介護認定の適正化】 ①要介護認定調査を委託した場合の調査結果の点検、②審査会運営の適正化 【ケアマネジメント等の適正化】 ①ケアプランチェック、②福祉用具、住宅改修の実地調査、③介護サービス利用者宅訪問調査、④サービス事業者連絡会、④新規指定事業者研修（「事業者支援・指導事業」に再掲） 【サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化】 ①介護給付費通知の送付②医療給付との突合点検、縦覧点検、③事業所実地指導（③は「事業者支援・指導事業」に再掲）					
経過	平成14年度 給付費通知発送開始（年2回） 平成16年度 給付適正化対応非常勤職員を配置 平成18年度 実地指導等を本格実施 平成19年度 荒川区介護給付適正化計画を作成 平成20年度 事業者説明会等適正化事業を開始、訪問介護・住宅改修・福祉用具パンフレット作成 第4期高齢者プランに「介護給付適正化の推進」を明記					
必要性	要介護者の増加などに伴い介護サービス量の一層の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営を確保するためには、各保険者等における介護費用や介護サービスの適正化に向けた取組が不可欠である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 介護保険課の事務分掌に準じて、「介護認定係：要介護認定の適正化」、「事業者支援係：ケアマネジメント等の適切化」、「介護給付係：サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化」とし、各係の事務事業の執行を通じて適正化の推進を図る。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額								
①決算額（22年度は見込み）								
②人件費						12,282	6,515	
【事務分担量】（%）						1		
合計（①+②）								
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源								
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	適正化対応職員数	1	1	2	2	3	4	4
	ケアプランチェック件数				110	90	500	150
	実地指導件数	-	-	88	86	107	150	140

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（予算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	一人あたりの平均月額給付額 (千円)		144	142	147	151	—	保険給付費/利用者数
②	ケアプランチェック件数		110	90	500	150	300	実地指導等におけるチェック件数 (1事業所で10件程度)
③	介護報酬返還額 (千円)		1,430	5,132	162	10	—	実地指導での返還額 (過誤額)
④	介護報酬返還件数		8	8	12	1	—	実地指導での返還件数 (過誤件数)

（問題点・課題）	① 実地指導等を継続的に実施しているものの、依然として介護給付の適正化に対して意識の低い事業者や、不適切な請求など介護事業運営が適正に行われていない事業者が見受けられる。 ② 利用者に介護保険制度や給付適正化について十分浸透していない。 ③ 福祉用具のレンタルにおいて、事業所ごとに価格のばらつきが大きい。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	介護事業者に対して、事業者説明会やケアプラン点検を通じて適正化の意識を徹底していく。また、国保連から提供される給付適正化システムを活用し、効率的かつ効果的な実地指導につなげていく。	事業者の給付適正化についての理解が進み、不適切なサービス提供が減少する。
②	利用者に対し、給付費通知、利用者訪問、住民説明会等を通じて継続的に給付適正化の周知を図っていく。	利用者及び家族がサービスの適否を判断できるようになることにより、利用者本位のサービス提供の確保を図る。
③	実績データから福祉用具の品目ごとの平均価格を算出し、平均価格から大きく乖離するような「はずれ値」について該当する利用者への通知を検討する。	利用者が適正な価格でサービスを受けられるようになることで、給付の適正化につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	介護保険を持続可能な制度として定着させるために必要な取組である。

議決（要旨）	H17. 3定 適正化の事業内容、実績について H18. 3定 要支援及び要介護1の認定者に対する福祉用具貸与について H19. 2定 コムスン問題に対する対応策について、介護サービス事業者との連携強化について
--------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	事業者支援・指導事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
			担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	事業者支援係事務費（01-07-01）介護給付費等費用適正化事業費（01-01-01）					
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	介護保険法・荒川区介護保険サービス事業等指導及び監査実施要綱		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護サービス事業所が、介護保険法に定める運営基準等を遵守し、要介護者等の尊厳の保持と自立した日常生活の実現に必要なサービス基盤を構築することを目的に必要な情報の提供、知識の付与、技術的助言・指導を行う。					
対象者等	介護サービス事業所、被保険者、利用者及びその家族					
内容	以下の事業者支援及び指導に関する取組により、利用者への質の高いサービスを提供する事業者を育成し、もって介護サービス基盤の安定化を図る。 1 実地指導・・・介護事業所において運営基準の遵守、ケアマネジメントの実施状況、報酬請求の適否等に関する指導（平成21年度からの2か年で区内全事業所に対して実施） 2 集団指導・・・会場を設定し、集団により趣旨普及、法改正の内容、実地指導結果に基づく技術的助言等を目的とした指導（サービス種別等により事業所を分類し、必要に応じて適宜実施） 3 ケアプラン点検・・・適正なプランになっているか個別のケアプランにより点検。 当面は、実地指導時に併せて実施。 4 事業者連絡会・・・全体会、居宅介護支援、訪問介護、通所介護、地域密着型サービス、住宅改修・福祉用具、介護予防事業者を対象とした連絡会の開催 5 新規登録事業者研修・・・区内に新たに介護サービス事業所を開設した者を対象とした基礎研修の実施 6 事業所訪問相談・・・サービス事業所からの依頼に基づく訪問相談の実施 7 利用者宅訪問調査・・・住宅改修・福祉用具購入等利用者宅へ訪問し、状況等の確認をする。 8 介護事業者情報提供システムによる情報提供(20年10月運用開始)					
経過	平成18年度 実地指導等の本格実施 平成19年度 介護保険課による事業者連絡会の開催 平成20年度 組織改正により、介護保険課に事業者支援係を新設 介護事業者情報提供システムによる情報提供(20年10月運用開始)					
必要性	制度改正等を踏まえ法令遵守を徹底させ、事業者が提供するサービスの質を確保する必要がある。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額			10,483	8,197	11,824	13,768	13,645
	①決算額（22年度は見込み）			7,315	7,624	9,816	13,034	13,645
	②人件費			14,091	5,551	5,929	7,330	
	【事務分担量】（%）			165	65	70	90	
	合計（①+②）	0	0	21,406	13,175	15,745	20,364	13,645
	国（特定財源）			19	27	53	40	52
	都（特定財源）			9	13	2,526	20	26
	その他（特定財源）			21,378	13,135	13,166	12,974	13,567
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	事業者連絡会（回）			3	11	13	16	22
	参加事業者数（事業所）			116	580	610	694	1,000
	事業者団体等出張説明会（回）			10	9	6	7	8
	参加者数（人）			225	580	546	552	600

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤職員報酬（4名）	6,820	非常勤職員報酬（4名）	9,098	非常勤職員報酬（4名）	9,384
	共済費	公務災害補償経費	953	公務災害補償経費	1,242	公務災害補償経費	1,370
	特別旅費	非常勤職員旅費	5	非常勤職員旅費	10	非常勤職員旅費	13
	報償費	研修講師謝礼	62	研修講師謝礼	99	研修講師謝礼	130
	需用費			窓あき封筒等	155	窓あき封筒等	175
	役務費	給付費通知等郵送料	663	給付費通知等郵送料	843	給付費通知等郵送料	985
	委託料	検索システム運用委託	1,313	検索システム運用委託	1,575	検索システム運用委託	1,575
	負担金補助			児童手当拠出金	12	児童手当拠出金	13

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
①	連絡会開催回数	11	13	16	22	22	
	② 実地指導件数	70	107	150	140	140	2カ年で全事業所の実地指導を行う。
	③ 利用者訪問調査（福祉用具）	—	3	24	24	24	
	④ 利用者訪問調査（住宅改修）	—	3	24	24	24	

（問題点・課題分析）	① 実地指導及び事業者連絡会を定期的実施しているものの、一部事業所においては、書類や記録の不備、不適正な給付やそれに伴う介護報酬の返還が発生している。
	② 介護事業者情報提供システムについて、ほとんどの事業所については活用が進んでいるが、一部、十分に活用できていない事業所がある。また、利用環境について事業所から改善を求める声もある。
他区の実況	③ 事業者連絡会等における内容（研修等）について、事業所のニーズの分析が十分とはいえない。
	（実施 22 区 未実施 0 区） ・介護事業者情報提供システム（U-WINS）導入区：12区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	実地指導で問題のあった事業所については、一定期間内に再指導を実施するとともに、国保連から提供されるモニタリングシステムを積極的に活用し、問題のありそうな事業所を優先的に回るなど工夫をしていく。	問題のある事業所を改善していくことにより、サービスの質の向上と適切なサービス提供体制の構築を図る。また、システムを活用することで、問題のありそうな事業所を事前に発見することができ、実地指導を効率的に行える。
②	事業所への周知活動と併行して、システムの活用方法や操作方法等について、必要に応じ事業所への出張相談を行う。また、利用環境についても、適宜運営業者との協議を行い、改善に努めていく。	システムを活用する事業所が増えることで、サービスの空き情報などの情報が更新されやすくなり、利用者サービスの向上につながる。
③	事業者団体等を通じて、区からの情報提供や研修内容についての事業者ニーズの把握に努め、事業者連絡会等において適切な情報提供等を実施する。	事業所が必要とする内容の研修会の開催や情報提供を行うことにより、利用者に対するサービス提供の質を高める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	介護保険サービスの適正化及び基盤整備を図る上で非常に重要な事業である。

状況（要旨）	平成17年 3定 適正化の事業内容、実績について 平成19年 2定 介護サービス事業者との連携強化について、コムスン問題に対する対応策について
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護保険制度の趣旨の普及	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	佐々木 寿江	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）		趣旨普及費（01-01-01）			
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 22年度 ☐ 21年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 12 年度		根拠		
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険制度の仕組み、サービス内容、諸手続き等を、広く被保険者、区民及び事業者等に周知することにより、介護保険制度の適正な利用を促すことを目的とする。				
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～65歳の医療保険加入者）、その他区民、事業者等				
内容	1 介護保険周知用小冊子・中学生向啓発小冊子・パンフレットの作成 2 区報特集号の作成：11/11介護の日 3 荒川区ホームページの更新 4 事業者説明会・区民説明会等の開催 5 介護給付Q&Aの作成・改訂 6 介護の日標語コンクールの実施 7 介護保険の出前教室				
経過	平成15年度 区民説明会（14回・585人）、介護保険活用読本作成 平成16年度 区民説明会（6回・251人）、訪問介護サービス適正利用周知用パンフレット作成 平成17年度 区民説明会（36回・1745人）、区報特別記事（10/21）、区報特集号掲載（12/22、3/31） 介護保険周知用パンフレット 改訂版（平成17年10月改正対応） 平成18年度 区民説明会（4回・119人）、事業者説明会（17回・881人）、介護保険周知用パンフレット作成 平成19年度 区民説明会（5回・169人）、事業者説明会（21回・856人） 訪問介護サービス・福祉用具・住宅改修パンフレットの作成 平成20年度 区民説明会（4回・515人）、事業者説明会（21回・856人） 介護事業者情報システムによる情報提供、介護保険周知用、パンフレットの作成 区報作成12/21号：高齢者プラン中間のまとめ特集号 3/21号：第4期荒川区高齢者プラン特集号 平成21年度 区民説明会（3回・92人）、事業者説明会（22回・1151人）介護保険周知用パンフレットの作成、 区報作成11/11号：介護の日特集号 平成22年度 区民説明会開催、介護保険周知用小冊子・中学生向啓発小冊子の作成、区報作成予定11/11号：介護の日特集号、介護の日標語コンクールの実施、介護保険の出前教室				
必要性	被保険者、区民の介護保険制度に関する理解・認識を深め、適正な制度利用を促すために必要である。				
実施方法	（ ） （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		2,028	4,205	2,940	1,470	5,651	2,294	3,136
①決算額（22年度は見込み）		244	3,442	693	941	3,400	1,370	3,136
②人件費			98	2,562	854	1,694	2,443	
【事務分担量】（%）			30	30	10	20	30	
合計（①+②）		244	6,028	3,255	1,795	5,094	3,813	3,136
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		244	6,928	3,255	1,795	5,094	3,813	3,136
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	周知用小冊子	640	周知用小冊子	300	周知用小冊子	1,000
		区報特集号	881	保険証同封用パンフ	294	保険証同封用パンフ	420
				区報特集号	499	区報特集号	581
						標語コンクール消耗品	91
						児童向・小冊子等	640
	役務費	郵送料	1	郵送料	0	郵送料	26
						標語コンクール賞状筆耕料	45
	委託料	区報折込委託	532	区報折込委託	260	区報折込委託	288
		区報封入・配付委託	0	区報封入・配付委託	0	区報封入・配付委託	24
		声の区報作成委託	33	声の区報作成委託	17	声の区報作成委託	21
		介護事業者情報提供	1,313				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)	
①	区民説明会・事業者説明会等参加者数 ※22年度は見込	1,025	1,522	1,243	1,300	—	18年度制度改正 21年度制度改正
②	制度趣旨の認知度（％）	—	50.0	—	—	60.0%	高齢者生活状況調査中「サービス利用は契約に基づく」 ことを知っている人の割合（3年毎調査）
③							

（問題点・課題）	①第4期介護保険事業計画の内容や、介護保険制度そのものの趣旨や介護保険制度の改正内容等が、利用者、介護を必要としていない方、高齢者、若年層、事業者に対して十分に周知しきれていない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） ・区民説明会やパンフレット等による趣旨普及等の実施：22区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	パンフレット、広報誌、ホームページ等の構成を工夫し、迅速かつわかりやすい情報提供に努める。	制度を正しく理解してもらうことにより、適切なサービス利用に繋げていく。
②	介護保険についての中学生向・啓発小冊子を作成する。学校へ働きかけ、介護保険出前教室等を実施する。	次世代を担う青少年に介護保険制度の趣旨を広く周知することにより、支援体制の充実が図れる。
③	中小企業への介護保険出前教室の実施。	介護保険制度についての趣旨を理解してもらうことにより、サービスの適正な利用を促す。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	区において制度を適正に実施するため、必要不可欠である。

状況（要質問）	○平成21年度一定 介護保険制度を支えるためには、現在サービスを利用していない若い世代にも制度の趣旨を理解してもらうことが必要
---------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護保険運営協議会の運営		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
			担当者名	岩田 小夜子	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	運営協議会費（01-01-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	荒川区介護保険運営委員会設置要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について、被保険者、地域密着型サービス及び地域包括支援センター等の関係者の意見を取り入れる。					
対象者等	委員構成：20名以内（学識経験者（2名）、地域医療関係者（4名）、福祉関係者（5名）、被保険者代表（5名）、費用負担関係者（1名）、区議会議員（2名）、区職員（1名））					
内容	○ 介護保険事業の運営に関し、介護保険事業計画の進行管理や改定等について、区長に意見や助言等を述べる「荒川区介護保険運営協議会」を設置し、運営する。 ○ 年2～5回開催する。期日については、適切な日程を設定し、実りある論議のため十分な情報提供や論点の整理を行う。 ○ 第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～平成23年度）の主な審議内容 (1) 第4期介護保険事業計画の進捗状況について (2) 地域密着型サービス事業者の指定について (3) 地域包括支援センター、地域支援事業について (4) 介護保険制度の改正点について (5) 介護保険事業の充実、改善方法について					
経過	平成13年度 2回開催（H13.9/11、H14.3/18） 平成14年度 5回開催（H14.5/23、7/25、10/25、H15.2/7、3/24） 平成15年度 2回開催（H15.9/10、H16.3/29） 平成16年度 2回開催（H16.10/19、H17.3/24） 平成17年度 4回開催（H17.8/31、12/5、H18.1/18、3/15） 平成18年度 3回開催（H18.6/13、11/14、H19.3/16）、要綱改正（分掌、委員構成拡充等） 平成19年度 3回開催（H19.7/5、11/20、H20.3/24） 平成20年度 5回開催（H20.6/10、10/23、11/27、H21.2/18、3/24） 平成21年度 3回開催（H21.7/31、H21.11/10、H22.3/23） 平成22年度 3回開催予定（H22.6/28、10月下旬、H23.3月上旬）					
必要性	国の指針により、介護保険事業計画の策定や地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営等については、学識経験者、保健医療関係者、被保険者代表者、費用負担関係者等の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事とされており、本協議会の設置は不可欠である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 介護保険事業計画の計画期間ごとに組織し、委員の任期は、計画期間の末日までとする。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		453	778	468	679	848	679	679
①決算額（22年度は見込み）		254	500	449	431	749	461	679
②人件費			3,448	1,708	1,708	1,694	1,221	
【事務分担量】（%）			40	20	20	20	15	
合計（①+②）		267	3,948	2,157	2,139	2,443	1,682	679
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		267	3,948	2,157	2,139	749	1,682	679
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	運営協議会開催回数（回）	2	4	3	3	5	3	3
	（※平成22年度については予定）							

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	運営協議会委員謝礼	741	運営協議会委員謝礼	451	運営協議会委員謝礼	637
	食糧費	運営協議会賄	8	運営協議会賄	7	運営協議会賄	9
	使用料	協議会会場使用料	0	協議会会場使用料	4	協議会会場使用料	33

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	開催回数		3	5	3	3	3	
②								
③								

（問題点・課題）	平成18年度の法改正に伴い、地域密着型サービス運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会を兼ねることとなっているが、運営協議会の役割が過重となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	地域密着型サービス運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の機能を十分に生かすことができるような仕組み作りを検討する。	地域密着型運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の機能をより一層高めていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	国の指針に基き設置するものであり、制度の適正な運用を行う上で必要である。

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	在宅介護・施設介護サービス費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司	
			担当者名	笠原 尚子	内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	居宅介護サービス等給付費（01-01-01）、介護支援サービス等給付費（01-01-01）、施設介護サービス等給付費（01-01-01）、審査支払手数料（01-01-01）						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 22年度 ☐ 21年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 12 年度		根拠	介護保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]					
目的	要介護者等が介護保険サービスを受けた場合それらに係る介護サービス等給付費を支給することにより、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。						
対象者等	要介護・要支援認定者（施設介護サービスは要介護者のみ） 居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会						
内容	1 給付の種類 介護保険法第40条、第52条のとおり [主な種類]訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型サービス 2 給付の流れ ①要介護等認定者が事業者（施設）と契約を締結する ②ケアプランに基づき事業者等がサービスを提供 ③利用者は介護サービス費の1割分を事業者等に支払う（ケアプランの作成は自己負担なし） ④事業者等は残りの9割分（ケアプラン作成は10割）を東京都国民健康保険団体連合会に請求 ⑤東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に支払う額を審査し、区に請求 ⑥区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う ⑦東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う						
経過							
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施。 （審査件数1件あたり@95円）						

※21年度予算額は補正後

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	9,268,115	9,519,520	9,646,109	10,311,806	10,266,354	11,026,035	11,181,281
	①決算額（20年度は見込み）	9,117,930	9,629,173	9,383,592	9,765,744	10,135,442	10,359,335	11,181,281
	②人件費		2,586	2,562	2,562	2,541	4,072	
	【事務分担量】（%）		30	30	30	30	50	
	合計（①＋②）	9,117,930	9,631,759	9,386,154	9,768,306	10,137,983	10,363,407	11,181,281
	国（特定財源）	2,272,848	2,357,941	2,178,636	2,441,362	2,364,507	2,538,392	2,538,804
	都（特定財源）	1,148,517	1,183,547	1,356,167	1,390,492	1,436,286	1,551,314	1,612,806
	その他（特定財源）	5,696,565	6,090,271	5,851,351	5,936,452	6,337,190	6,273,701	7,029,671
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	65歳以上人口（第1号被保険者数）	39,324	40,308	41,370	42,308	43,352	44,046	
	要支援・要介護認定者数	6,506	6,889	6,991	7,135	7,360	7,738	
	介護保険料（基準月額：円）	3,244	3,244	4,428	4,428	4,428	4,613	
	審査支払件数（件）	164.974	176.850	180.787	183.374	193.335	205.738	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	居宅介護サービス	5,538,847	居宅介護サービス	6,093,479	居宅介護サービス	6,027,079
	負担金補助	地域密着型サービス	633,439	地域密着型サービス	726,805	地域密着型サービス	1,058,749
	負担金補助	施設介護サービス	3,387,088	施設介護サービス	3,519,506	施設介護サービス	3,469,807
	委託料	審査支払手数料	18,366	審査支払手数料	19,545	審査支払手数料	19,555

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
①	要介護度2以上の認定者数に対する施設利用者等の割合（％）	28.4	29	29	29	37	37％以下とする（国指針） 各年度3月末実績
②	施設サービスの重度要介護者の利用率（％）	66.2	63.6	65.7	65.7	70.0	70％以上とする（国指針） 重度要介護者（要介護度4・5）
③	要介護認定者の出現率 （※22年度については5月実績）	16.9％	17.0％	17.7％	17.1％	17.7％	要介護認定者数/65歳以上人口 （3月末実績）

問題点・課題 （指標分析）	・要介護等認定者数増加等に伴い、介護給付に係る費用が年々増加している。 ・在宅介護・施設介護サービスにかかる保険給付のトレンド（サービス別・要介護度別等の傾向）を的確に把握することが困難である。						
	（実施 22 区 未実施 0 区）						
他区の実況							

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	統計資料等を充実し、保険給付の伸び等を適切に管理する。	介護保険事業の安定的かつ適切な運営を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	制度の根幹であり、事業規模を測る目安である。

議会 （要質問 状況）	H16.1定	介護給付費の伸び等の見直し及び地域特性に応じた抑制策と独自のサービスについて
	H16.4定	介護給付費の伸び等の予測とその対応策について
	H17.2定	介護度の低い人にも必要なヘルパー派遣等の打ち切りを行わないこと
	H18.3定	軽度者への福祉用具貸与の見直しについて／施設入所者への負担軽減策について
	H20.4定	同居家族がいる場合の訪問介護サービスについて
	H22.2定	ショートステイの飛躍的充実について

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		福祉用具購入費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
				担当者名	青木 順子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）			福祉用具購入費(01-01-01)				
事務事業の種類			○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	介護保険法第44・52・56条		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準			● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	居宅の要介護等認定者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」を購入した場合、それらに係る福祉用具購入費を支出し、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	要介護等認定者 福祉用具給付券取扱事業者						
内容	1 対象となる福祉用具：腰掛便座、特殊尿器（※21年度～便が自動的に吸引されるものを含む）、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具（都道府県指定特定福祉用具販売業者で購入したもの） 2 限度額：毎年度10万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う。 3 給付の流れ （1）給付券方式 ①利用者は福祉用具購入前に区に給付券を申請 ②区は利用者に給付券を発行 ③利用者は福祉用具給付券取扱登録事業者に給付券を提示し利用者負担額を支払い、福祉用具を購入 ④福祉用具給付券取扱登録事業者は区に保険給付額を請求 ⑤区は福祉用具給付券取扱登録事業者に請求額を支払う （2）償還払い方式 ①利用者は福祉用具購入後に区に申請 ②区は申請に基づき利用者に保険給付額を支払う						
経過	平成18年4月 福祉用具販売事業者指定制度導入（福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となる） 平成18年4月 移動用リフトの吊り具を購入できる対象者が要介護2以上となる（移動用リフト本体の貸与の対象者が要介護2以上であることが要件になったことに伴う） 平成21年4月 給付券取扱事業者登録を区外事業者も認め、事業計画毎の更新制とする。						
必要性	介護保険法により必須の事業 （1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）						
実施方法	【給付券方式】①給付券発行兼支給申請書受理②給付券及び完了届を利用者に送付（申請日から1週間～10日以内）③利用者が福祉用具購入後、事業所に1割支払う④事業者は請求書と利用者の完了届を区へ提出。⑤区は月毎にまとめて事業者に対して支払を行う。 【償還払い方式】①福祉用具購入費支給申請書申請書受理②利用者に対して支払を行う。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	23,968	23,500	26,503	27,250	23,563	25,296	26,410
	①決算額（22年度は見込み）	22,379	23,295	23,184	25,527	22,994	24,158	26,410
	②人件費		7,757	5,124	5,978	5,082	6,515	
	【事務分担当】（%）		90	60	70	60	80	
	合計（①+②）	22,379	31,052	28,308	31,505	28,076	30,673	26,410
	国（特定財源）	5,579	5,801	5,854	6,329	5,749	5,959	6,504
	都（特定財源）	2,824	2,912	2,898	3,191	2,875	4,227	4,621
	その他（特定財源）	13,976	22,339	19,556	21,985	19,452	20,487	15,285
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	腰掛便座	—	287	301	304	313	302	302
	特殊尿器	—	3	7	4	2	3	3
	入浴補助用具	—	569	667	607	788	725	725
	簡易浴槽	—	0	0	0	0	0	0
	移動用リフトの吊り具	—	1	2	2	2	11	11
	要支援1	45	47	46	27	53	53	53
	要支援2				47	123	106	106
	経過的要介護				19	0		
	要介護1	239	198	255	160	119	163	163
	要介護2	186	160	177	142	159	185	185
	要介護3	165	142	175	189	227	178	178
	要介護4	128	132	118	141	131	138	138
	要介護5	45	49	45	37	58	39	39

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	福祉用具購入費	22,994	福祉用具購入費	24,158	福祉用具購入費	26,410

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	給付券方式の申請書受理件数比率（％）	51.0	49.7	62.6	70.0	80.0	給付券方式の申請書受理件数／年間福祉用具支給申請受理件数
②	給付券取扱事業者比率（％） （※22年度については見込）	100	100	100	100	100.0	給付券取扱事業者数／荒川区内都指定福祉用具販売事業者数
③							

（問題点・課題）	福祉用具貸与の事業者と比較して、介護保険制度そのものに対する理解が低い部分がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	事業所に対して介護保険制度等にかかる説明会等を実施する。	事業所の介護保険制度への理解を深め、適切な保険給付を行うことができる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく必須業務であり、利用者サービスに直接関わるものである。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	住宅改修費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	森島 伸美	内線	2432
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（21年度）	住宅改修費（01-01-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度	根拠 法令等	介護保険法第45条、第57条		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	居宅の要介護者が、介護保険制度における住宅改修を行う際に保険給付をすることにより、要介護者の日常生活の負担軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	要介護・要支援認定者				
内容	1 対象となる住宅改修：サービス利用者本人が現に生活している住宅（住民票上登録している住居）の手すりの取付け、床段差の解消、すべりの防止、引き戸等への取替え、洋式便座等への取替え及びこれらに付帯して必要な工事（※H21～ドアノブの交換、戸車の取替えについて、国通知により正式に改修対象となった。） 2 限度額：1住宅あたり20万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う 3 給付の流れ （1）給付券方式 ①利用者は事前に住宅改修工事を申請 ②区は利用者に給付券を発行 ③利用者は住宅改修給付券取扱登録事業所に給付券を渡し、工事完了後に利用者負担額（1割分）を支払う ④住宅改修給付券取扱登録事業所は工事完了後に区に保険給付額を請求 ⑤区は住宅改修給付券取扱登録事業所に請求額を支払う （2）償還払い方式 ①利用者は事前に住宅改修工事を申請 ②利用者は住宅改修工事完了を区に届出 ③区は申請に基づき利用者に負担額を支払う ※償還払い方式については、下記の場合のみ利用できる。 ・サービス利用者本人が自宅で生活していない（入院中など）が、退院予定が明確であり、また、退院までに工事を行わなければならない理由がある場合。 ・給付券登録事業所以外の施工事業所を利用する場合。				
経過	平成13年4月 給付券方式による受領委任払いの取扱いを開始 平成18年4月 償還払い方式事前申請制度開始 平成21年4月 給付券取扱事業者登録を区外事業者も認め、事業計画期間ごとの更新制とする。				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 支払方法（給付券方式） ・ ・ 区独自事業 事業者からの工事完了届出及び請求後、翌月末に事業者を支払う （償還払い方式）利用者からの工事完了届出後、翌月末までに区が利用者に支払う				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	73,070	79,692	80,894	95,122	64,582	71,431	73,965
	①決算額（22年度は見込み）	72,483	78,569	64,029	67,380	58,497	64,385	73,965
	②人件費		7,326	5,978	7,686	7,623	6,515	
	【事務分担量】（%）		85	70	90	90	80	
	合計（①+②）	72,483	85,895	70,007	75,066	66,120	70,900	73,965
	国（特定財源）	18,068	19,644	16,167	16,677	14,624	15,883	18,217
	都（特定財源）	9,146	10,056	8,004	8,432	7,312	11,267	12,943
	その他（特定財源）	45,269	56,195	45,836	49,957	44,184	43,750	42,805
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移								
	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	手すりの取付け	557	650	564	625	584	640	640
	床段差解消	153	178	124	160	116	132	132
	滑り止めの防止	51	35	50	34	25	21	21
	引き戸等への取替え	74	66	53	68	63	68	68
	洋式便座等への取替え	97	96	77	70	68	67	67

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	住宅改修費	58,497	住宅改修費	64,385	住宅改修費	73,965

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
①	給付券方式の申請書受理件数比率（％）※22年度は見込	68.3%	70.0%	76.9%	80.0%	90.0%	給付券方式の申請書受理件数／年間受理件数（全）
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	・平成18年度の法改正により、償還払いによる給付の場合も含めて「事前申請」が義務付けられたが、一部の事業者理解されていない状況がある。 ・事業所によって住宅改修施工費の平準化が難しく、利用者に適した工事が行われているかの確認が難しい。						
	（実施 22 区 未実施 0 区）						
他区の実況							

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	事業所に対して介護保険制度等にかかる説明会等を実施する。	事業所の介護保険制度への理解を深め、適切な保険給付を行うことができる。
②	毎月行っている利用者宅訪問調査を充実させる。	改修後の状況把握ができ、利用者の意見抽出が可能となる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく必須業務であり、利用者サービスに直接関わるものである。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	森島 伸美	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	特定入所者介護サービス等費(01-01-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度 根拠法令等 介護保険法				
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準 計画区分 ○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	区民税世帯非課税等の低所得者について、介護保険施設サービス、短期入所サービスの利用に係る食費居住費の負担を軽減する。				
対象者等	要介護・要支援認定者で、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者 介護保険施設及び短期入所サービス事業所 東京都国民健康保険団体連合会				
内容	要介護・要支援認定者のうち、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であって、施設サービス等で食費・居住費等に係るサービスを受けた場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分を特定入所者介護サービス費として支給する。 (1) サービスの種類 ・介護保険施設の食費・居住費 ・短期入所生活（療養）介護に係る食費・滞在費 (2) 給付の流れ ①要介護・要支援認定者は区に負担限度額認定の申請をする ②利用者負担第1～3段階の被保険者に対して認定証を交付 ③保険者は国保連に負担限度額の受給者情報を提供 ④被保険者はサービスを受ける事業所に認定証を提示 ⑤事業者は認定証を確認し、負担限度額の範囲内で支払を受ける ⑥事業者は国保連に特定入所者介護サービス費を請求 ⑦国保連は請求内容を受給者情報と突合し、審査・支払を行う				
経過	平成17年10月 介護保険制度一部改正で、施設サービス（ショートステイを含む）利用の際の食費・居住費等が原則自己負担となったことにより事業新設				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 （審査件数1件あたり@95円）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額		123,668	288,311	328,225	290,309	296,486	300,075
	①決算額		119,339	285,977	284,655	289,897	296,485	300,275
	②人件費		2,586	854	854	847	814	
	【事務分担当】 (%)		30	10	10	10	10	
	合計 (①+②)	0	121,925	286,831	285,509	290,744	297,299	300,275
	国 (特定財源)		29,719	58,624	57,151	58,525	59,345	58,904
	都 (特定財源)		14,917	49,329	48,994	49,839	50,858	52,513
実績の推移	その他 (特定財源)		77,289	178,878	179,364	182,380	187,096	183,658
	一般財源	0	0	0	0	0	0	5,200
	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利用のべ件数 (件)		4,402	10,543	10,576	10,870	11,195	11,195

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	特定入所者介護サービス費	289,897	特定入所者介護サービス費	296,485	特定入所者介護サービス費	295,075

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	負担限度額認定証交付件数	1,118	1,140	1,200	1,196	—	22年度については、更新時の数字
②							
③							

（問題点・課題分析）	年度途中の税額変更等認定の可否に係る個人情報についてシステムでの抽出が困難である。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	認定の可否に係る個人情報の容易に取得できるようシステム変更等を含めて検討する。	適切な保険給付を行う
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基く必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

議会質問状況（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高額介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	村田 英明	内線	2 4 3 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	高額介護サービス費等				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度 根拠				
終期設定	○ 有 ○ 無 年度 法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準 計画区分 ○ 計画 ○ 非計画				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	要介護・要支援認定者が利用した介護サービス及び施設サービス等の費用が一定の上限額を超えた場合、又は前記費用に本人と家族の医療費を加えた費用が一定の上限額を超えた場合に、超過分を支給することによって自己負担の軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	高額介護サービス等費・高額医療合算介護サービス等費に該当する要介護・要支援認定者				
内容	1 高額介護サービス費 (1) 自己負担上限額 ①生活保護の被保護者・区民税世帯非課税者の老齢福祉年金受給者…15,000円/月 ②区民税世帯非課税者（所得金額等が80万円以下）…15,000円/月 ③区民税世帯非課税者（所得金額等が80万円を超える）…24,600円/月 ④一般…37,200円/月 (2) 給付の流れ ①サービスの提供⇒事業所からの請求⇒国保連の審査⇒介護保険電算システムによる該当者抽出 ②該当者に申請を勧奨する。（サービス提供月のおよそ翌々月） ③サービス利用者の申請に基づき、区が支給決定通知し、支給する。 ④2回目以降は③の申請は省略、支給決定通知のみ送付し、支給金額は登録済みの口座に振込む。 毎月支給処理（振込）を行う。 (1,000円未満の小額支給については保留し、1,000円以上となった時点で支給する) 2 高額医療合算介護サービス費 (1) 自己負担上限額（加入する医療保険、所得に応じて変わる・計算期間 平成21年8月1日～平成22年7月31日※） ①70歳以上の者がいる世帯 現役並所得者 67万円、区民税課税世帯56万円、低所得者Ⅱ31万円、※低所得者Ⅰ19万円 ②70歳未満の者がいる世帯 現役並所得者126万円、区民税課税世帯67万円、低所得者34万円 (2) 給付の流れ ①対象者が介護保険者より自己負担額証明書を取得 ②対象者は①を添えて医療保険者に請求 ③医療保険者は①を基に医療と介護の合算負担額を算出、按分し両保険者の負担割合を計算 ④医療保険者は計算結果連絡表を介護保険者に送付するとともに医療保険者負担額を対象者へ支給 ⑤介護保険者は④に基づき介護保険者負担額を対象者へ支給 ※支給は年1回 （公的医療保険の加入者に対しては仮算定を行い、医療保険者が勧奨通知を送付する）				
経過	平成13年10月 高額介護サービス費支給の開始 平成15年 4月 申請時の領収書確認を廃止 平成17年10月 自己負担上限額の見直し、2回目以降の申請省略 平成18年10月 委任状による親族口座への振込みが可能になる 平成20年4月 高額医療・高額介護合算制度の開始（申請開始は平成22年1月22日から）				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 生活保護受給者分の審査・支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託。 （審査件数1件あたり@95円）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	83,957	113,312	180,815	192,325	219,651	259,730	248,803
	①決算額（22年度は見込み）	83,172	112,598	180,044	190,369	202,632	254,375	248,803
	②人件費		3,448	5,124	7,686	5,929	6,108	
	【事務分担量】（%）		40	60	90	70	75	
	合計（①+②）	83,172	116,046	185,168	198,055	208,561	260,483	248,803
	国（特定財源）	20,732	28,041	45,459	47,193	60,873	62,754	61,279
	都（特定財源）	10,495	14,075	22,506	23,796	30,463	44,515	43,540
	その他（特定財源）	51,945	73,930	117,203	127,066	117,225	153,214	143,984
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	生活保護の被保護者等（基準額15,000円）	2,550件	3,204件	3,451件	3,573件	3,465件	4,006件	
	区民税非課税で年収80万円以下（基準額15,000円）	7,381件	1,976件	10,088件	10,428件	11,589件	11,865件	
	区民税非課税で年収80万円超（基準額24,600円）		7,467件	2,797件	2,535件	2,870件	3,225件	
	一般（基準額37,200円）	1,735件	1,634件	1,650件	1,828件	1,937件	2,249件	
	高額介護合算サービス費（平成21年度受付開始）						684件	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	高額介護サービス等費	180,044	高額介護サービス費	226,051	高額介護サービス等費	248,803
				高額医療合算介護サービス費（後期高齢者分）	27,163		
				高額医療合算介護サービス費（国民健康保険分）	1,161		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
指標	① 高額介護支給件数（単位：件）	18,364	17,677	21,345	22,000	—	
	② 高額医療合算介護サービス費・後期高齢者分（単位：件）	—	—	684	700	—	
	③ 高額医療合算介護サービス費・国民健康保険分（単位：件）	—	—	30	50	—	
	④ 高額介護未申請者件数（単位：件）	297	61	84	60	—	平成21年度申請勧奨件数 1140件

（問題点・課題）	① 高額医療合算介護サービス費について勧奨対象となっていない被用者医療保険の加入者からの申請が低調である（平成21年度3件）
	（実施 22 区 未実施 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	区が勧奨を行わない被用者医療保険加入者に対して、区報やホームページの改良を通じて、より一層の制度の周知を行う。	被用者医療保険加入者への浸透・申請の促進
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接係るものである。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護保険事業特別会計の管理		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
			担当者名	尾内加代	内線	2431
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（21年度）	介護保険事業特別会計繰出金(01-01-01)、財政安定化基金拠出金(01-01-01)、財政安定化基金償還金(01-01-01)、償還金(01-01-01)、一般会計繰出金(01-01-01)、介護保険給付準備基金積立金(01-01-01)、介護従事者処遇改善特例基金(01-01-01)、予備費(01-01-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 21年度 ○ 20年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度			根拠	介護保険法第147条、荒川区介護保険給付準備基金条例、介護給付費負担金交付要綱等	
終期設定	○ 有 ● 無 年度			法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護保険事業特別会計の安定的な運営を行うことを目的とする。					
対象者等						
内容	(1) 介護給付費準備基金積立金 事業計画期間中（3カ年）の財政収支の安定化を図るため、区に設置することとされている。 第1号保険料の余剰金を基金に積み立て、必要に応じてこれを取り崩し介護給付費の支払費用に充てる。 第4期は介護保険事業計画期は、介護保険料の上昇を抑制するため、介護給付準備基金積立金を全額取崩す予定である。 (2) 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金 介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度の介護報酬改定では、全国平均+3.0%の増改定が行われるが、それに伴う第4期介護保険事業計画期（21～23年度）の介護保険料の急激な上昇を抑制するため、平成20年度中に特例交付金が交付された。 その交付金を基金に受け入れ、平成21年度については上昇分の全額を、平成22年度については上昇分の半額をそれぞれ取り崩し、保険料の上昇を段階的に抑制する。なお、荒川区においては、平成22年度上昇分の半額及び平成23年度上昇分の全額について、介護給付準備基金を取り崩し、第4期3カ年の保険料をフラット化することとしている。 (3) 財政安定化基金拠出金・財政安定化基金償還金 給付の見通しを上回って生じた給付費の増や、通常の徴収努力を行ってもなお生じた保険料の未納による介護保険財政の赤字について、介護給付費準備基金を取り崩しても補うことができない場合、その資金の交付・貸付金を都道府県が区市町村に対して行う制度である。 ・基金への拠出金については、国、都道府県、区（第1号被保険者の保険料を充当）で1/3ずつ負担する。 ・拠出率 標準給付費等の0.3/1000（第4期（平成21年度から）の拠出率は0.0/1000） 荒川区においては、第2期（平成17年度）に借入れを行い、第3期に全額償還した。 (4) 償還金・一般会計繰出金（繰戻し） 当該年度において、負担金等を実績見込額で申請し、翌年度に見込額と実績額との超過金の精算を行う。 〔介護給付費に対する国・都・区・社会保険診療報酬支払基金の負担割合〕 ① 居宅給付費 国庫負担金 25%（うち財政調整交付金分 5%）、都負担金 12.5%、 区負担金（介護事業特別会計繰出金） 12.5%、社会保険診療報酬支払基金 30% ② 施設等給付費 国庫負担金 20%（うち財政調整交付金分 5%）、都負担金 17.5%、 区負担金（介護保険事業特別会計繰出金） 12.5%、社会保険診療報酬支払基金 30% (5) 予備費					
経過						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19 年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	59,085	70,288	265,015	307,748	423,870	435,233	50,024
	①決算額（21年度は見込み）	26,481	63,538	264,304	299,922	375,911	420,204	50,024
	②人件費		4,310	2,562	2,562	3,388	3,258	
	【事務分担量】（%）		50	30	30	40	60	
	合計（①+②）	26,481	67,848	266,866	302,484	379,299	423,462	50,024
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	26,481	63,538	264,304	299,922	375,911	312,355	50,024
	一般財源	0	0	0	0	0	107,849	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19 年度	20年度	21年度	22年度
	財政安定化基金拠出率(%)	0.10	0.10	0.03	0.03	0.03	0.00	0.00
	財政安定化基金借入額(千円)	0	109,963	0	0	0	0	0
	財政安定化基金償還額(千円)			37,509	36,654	36,654	0	0
	介護給付準備基金残高(千円)	225,858	0	13,087	134,308	25,568	202,624	
	償還金(国・都・基金)	15,039	40,592	76,815	99,515	33,088	221,347	
	償還金(一般会計繰戻金)		10,694	125,227	23,020	18,239	93,510	
	予備費充当件数	1	4	2	2	4	3	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	繰出金	介護給付費繰出金	1,356,832	介護給付費繰出金	1,455,263	介護給付費繰出金	1,478,817
		その他の繰出金	501,488	その他の繰出金	468,721	その他の繰出金	497,997
		地域支援事業繰出金	51,243	地域支援事業繰出金	52,856	地域支援事業繰出金	54,892
	積立金	準備基金積立金	121,221	準備基金積立金	1,458	準備基金積立金	17
		臨時特例基金積立金	153,661	臨時特例基金積立金	0	臨時特例基金積立金	4
	負担金補助	財政安定化基金拠出金	3,048	財政安定化基金拠出金	0	財政安定化基金拠出金	1
	償還金	財政安定化基金償還金	36,654	財政安定化基金償還金	0	財政安定化基金償還金	1
		償還金（国・都・基金）	33,088	償還金（国・都・基金）	221,347	償還金（国・都・基金）	40,000
		償還金（一般会計繰戻金）	18,239	償還金（一般会計繰戻金）	93,510	償還金（一般会計繰戻金）	1
	予備費	予備費	10,000	予備費	252	予備費	10,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
①	調整交付金の交付率	4.94%	4.88%	4.67%	4.63%	—	
②							
③							

（問題点・課題）	
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	平成21年度から始まった第4期介護保険事業計画に沿った適正な事業実施に努める。	計画期間の収支のバランスをとることにより、次期計画期間の保険料への影響を抑えることができる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく必須事務事業である。

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	地域包括支援センター事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
			担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	特定高齢者把握事業費(01-01-02) 介護予防ケアマネジメント事業費(01-01-01)、総合相談事業費(01-02-01) 包括的・継続的マネジメント事業費(01-03-01)					
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 22年度 ☐ 21年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 18 年度		根拠	介護保険法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等	荒川区地域包括支援センター事業実施要綱		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準 計画区分 ☐ 計画 ☒ 非計画					
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護予防の推進[02-02]				
目的	介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域包括支援センター事業を実施する。					
対象者等	原則として65歳以上の者並びにその家族等					
内容	1 介護予防ケアマネジメント業務 特定高齢者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）の把握や特定高齢者への介護予防プランの作成・評価等の介護予防事業に関するケアマネジメントの実施 2 総合相談支援及び権利擁護業務 高齢者に対する適切な支援・継続的な見守り、地域関係者のネットワーク構築、高齢者の心身の状況・家族の状況等についての実態把握、成年後見制度等の活用など 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 地域のケアマネジャーに対する相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術の指導、施策等の情報提供等専門的な個別指導及び相談対応、指導・助言。医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築、ケアマネジャーのネットワーク構築など					
経過	平成18年4月 区内5ヶ所に地域包括支援センターを設置 平成20年4月 地域包括支援センター業務を福祉高齢者課から介護保険課に事務移管					
必要性	地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けていくことができるように、必要な支援を継続的かつ包括的に提供する仕組みの中核機関として、重要な役割を担っている。					
実施方法	（3委託） （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 介護保険法で定める包括的支援事業及び介護予防事業のうちの特定高齢者把握事業を委託。委託業務を実施する職員体制として、保健師2～3人、社会福祉士1人、主任ケアマネジャー1人、ケアマネジャー2～3人を配置。 （委託先） 南千住地域：（社）上宮会、荒川地域：（社）上智社会事業団、町屋地域：（社）北養会 尾久地域：（社）信愛報恩会、日暮里地域：（社）聖風会					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額			125,851	154,247	152,639	155,515	167,224
	①決算額（21年度は見込み）			120,624	154,012	152,639	155,515	167,224
	②人件費			3,845	5,978	8,470	4,886	
	【事務分担量】（%）			45	70	100	60	
	合計（①+②）	0	0	124,469	159,990	161,109	160,401	167,224
	国（特定財源）			48,852	55,598	56,527	57,091	66,890
	都（特定財源）			24,426	27,799	28,266	28,545	33,445
	その他（特定財源）			47,346	70,615	67,846	69,879	66,889
一般財源	0	0	3,845	5,978	8,470	0	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	総合相談件数			12,561	17,853	18,834	23,191	28,000
	特定高齢者把握数			87	541	2,838	2,597	2,700
	特定高齢者介護予防プラン数			16	92	317	229	270
	各年度末第1号被保険者数			41,370	42,308	43,352	44,046	45,000

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料					
		南千住地域分	29,520	南千住地域分	30,174	南千住地域分	32,018
		荒川地域分	29,766	荒川地域分	28,829	荒川地域分	31,218
		町屋地域分	28,600	町屋地域分	29,530	町屋地域分	31,469
		尾久地域分	34,581	尾久地域分	36,830	尾久地域分	40,501
		日暮里地域分	30,172	日暮里地域分	30,152	日暮里地域分	32,018

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	特定高齢者把握数（延べ） ※包括把握分のみ	541	2,838	2,597	2,700	3,300	特定高齢者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）
②	特定高齢者介護予防プラン作成数（延べ）	92	317	229	270	330	特定高齢者として把握した者のうち、介護予防プランを作成した件数
③	総合相談件数（延べ）	17,853	18,834	23,191	28,000	—	

問題点・課題 (指標分析)	①圏域の高齢者人口が国基準（3～6千人）を大幅に超えていることによる利用者の増加や、専門職が事務職を兼務していることにより、相談業務等に十分対応しきれていない。
	②事務室が非常に狭く、書類の保管場所や相談スペースを確保するのが困難なセンターがある。
実施状況	③医療機関との連携が十分とはいえない。
	④前年度の実績を次年度の事業計画に反映させる仕組み等が不十分である。
実施状況	⑤地域包括支援センターにかかわる業務が二課（介護保険課、高齢者福祉課）にまたがっており、地域包括支援センターから窓口の一本化を望まれている。
	（実施 22 区 未実施 区） 介護保険法に定める区市町村の法定事務である。

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	担当する高齢者人口が国の定める基準を大幅に上回る地域については、ランチ等を含めた箇所数の増加を検討していく。また、専門職の事務負担を軽減するために、事務職員を配置するための委託料の増額を検討する。	職員体制の強化を図ることにより、高齢者一人ひとりに対してきめ細やかな対応をすることができる。
②	商店街の空き店舗等を活用した事務所の移転や支所の設置について検討する。	職務環境の改善と商店街の空き店舗を活用した場合の商店街における高齢者の相談拠点の場としての役割が期待できる。
③	区主催の医療連携会議を活用し、MSW（医療相談員）と地域包括支援センターとの関係構築を推進するとともに、医師会の協力を仰ぎ、医療連携の仕組みづくりを検討する。	医療と介護の連携が図れることにより、入退院後においてもスムーズにサービス提供を行えるようになる。
④	平成22年度から実施している実績に対する評価の仕組みについて、更に改善・充実させていく。	評価を踏まえた事業計画を作成することにより、事業に取り組む際の職員の意識の向上につながる。
⑤	基幹型地域包括支援センター、あるいは地域包括担当係の創設等、組織のあり方について検討していく。	効果的、効率的に業務を行うことが期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	地域包括支援センターは、介護保険法上、介護保険制度における地域の中核機関として重要な役割を担っており、必要な事業である。

議会 状況 （要 質問）	○平成21年2定 基幹型包括支援センターを設置し、区としての相談体制の強化に関わること。
-----------------------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	地域密着型サービス事業所の指定等事務		部課名 担当者名	福祉部介護保険課 五十嵐 健	課長名 内線	木村 総司 2436
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（21年度）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠	介護保険法、荒川区地域密着型サービス事業者の指定等に関する規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	地域密着型サービスは、平成18年の制度改正により創設された介護サービスであり、区が事業所指定及び更新等の権限を持つ。区内における地域密着型サービス提供基盤を確保することで、高齢者が中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で良質な介護サービスの提供を受けることができることを目的とする。					
対象者等	地域密着型サービス事業所を運営又は運営しようとする事業者					
内容	1 指定等を行っているサービスの種類 ① 夜間対応型訪問介護 ② （介護予防）認知症対応型通所介護 ③ （介護予防）小規模多機能型居宅介護 ④ （介護予防）認知症対応型共同生活介護 2 地域密着型サービス事業所の指定及び更新等 指定後の良質かつ適正で安定的なサービス提供を図るため、申請前の事前協議の段階で適切な指導を実施するとともに、指定後の実地指導や更新につなげていく。また変更届に対し適切に診査を実施していく。 3 地域密着型サービス運営委員会（介護保険運営協議会）の設置 サービス事業者の適正な運営を確保するために、運営委員会を設置し、質の確保等必要事項を協議する。 4 監査の（実地検査）の実施【再掲 06-04-12参照】 必要に応じて監査を実施し、勧告・命令・指定取り消し等の措置を実施する。 5 運営推進会議（認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護のみ該当） 利用者、家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の開催を支援する。					
経過	平成18年4月 介護保険法改正 「地域密着型サービス事業所」の区市町村による指定開始 平成20年度末累計 ① 夜間対応型訪問介護 1ヶ所 ② 認知症対応型通所介護 9ヶ所 ③ 小規模多機能型居宅介護 2ヶ所 ④ 認知症対応型共同生活介護 6ヶ所 平成21年4月以降 新規開設事業所 認知症対応型通所介護 1ヶ所 認知症対応型共同生活介護 1ヶ所					
必要性	介護保険法第78条の2、第115条の11の規定で定められた事務					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額								
① 決算額（22年度は見込み）								
② 人件費							4,479	
【事務分担量】（%）							55	
合計（①+②）		0	0	0	0	0	4,479	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	0	4,479	0
実績の推移	事項名（各年度実績）	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	夜間対応型訪問介護	—	—	1	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	—	—	7	1	1	1	3
	小規模多機能型居宅介護	—	—	2	1	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	—	—	4	1	2	1	2
	※22年度は計画値							

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（※23年度）	
①	夜間対応型訪問介護（件）		1	1	1	1	2	各年度末での事業所累計
	（介護予防）認知症対応型通所介護（件）		8	9	9	10	16	各年度末での事業所累計
	（介護予防）小規模多機能型居宅介護		3	2	1	1	2	各年度末での事業所累計
	（介護予防）認知症対応型共同生活介護（件）		5	6	6	7	14	各年度末での事業所累計

問題点・課題 （指標分析）	①小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、既存事業所の利用促進が一定程度進んでおり、今後、不足する可能性がある。 ②夜間対応型訪問介護については、ニーズの掘り起こしが進展しておらず、利用者数が伸び悩んでいる。そのため、既存事業所への支援策等について再検討する必要がある。 ③認知症対応型共同生活介護について、事業所の地域に偏りがあり、圏域ごとのバランスがとれていない。							
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	特に小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護事業所については、区有地の有効活用等も視野に入れつつ、公募制を取り入れることも検討していく。	地域密着型サービス事業の新規事業者が、参入しやすい環境を整えることで、新規参入を促進することができる。
②	夜間対応型訪問介護については、サービス利用促進のため、ケアマネジャーだけでなく、利用者や家族、民生委員等、幅広く周知を図る。	利用者の掘り起こしと事業者への支援策をあわせて実施することで、真に必要な方にサービスを提供できる環境を整えることができる。
③	認知症対応型共同生活介護事業所のない地域については、優先的に補助金の対象とする等、誘致しやすい方策を検討する。	地域のバランスがとれた整備を進めやすくなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	

議会議決 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	住宅改修理由書作成経費の助成		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
			担当者名	森島 伸美	内線	2432
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（21年度）	（地域支援事業） その他事業費(01-03-02)					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	介護保険法第115条		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護保険事業における住宅改修費の申請に際し、住宅改修理由書を作成したケアマネジャー等が、その申請者に対し居宅介護支援サービス（ケアプラン作成）を行っていない場合に限り、所属する指定居宅介護支援事業者に対して理由書作成経費の一部を助成することにより、適正な住宅改修の実施を図ることを目的とする。					
対象者等	介護保険住宅改修費支給に係る住宅改修理由書を作成した指定居宅介護支援事業者等					
内容	○ 助成対象事業 介護保険事業における住宅改修費支給に係る理由書の作成 ※ただし、利用者が、当該住宅改修工事について、住宅改修費の支給を受けていることを条件とする。 まだ支給を受けていない、または結果として支給を受けられなかった住宅改修費支給申請に係る理由書作成経費は、本事業の対象とならない。 ○ 助成金額 1件につき2,000円					
経過	平成12年4月 介護保険法施行時から実施。 平成15年4月 助成対象を居宅介護支援サービスを受けていない要介護者等に対する理由書作成のみとすることに変更 平成18年4月 介護保険法改正に伴う地域支援事業の創設により、地域支援事業（任意事業）として実施。					
必要性	サービス計画を立てていない利用者（ケアマネジャーの介護報酬が算定できない）の住宅改修の円滑な実施のため、必要不可欠である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	402	160	158	138	164	194	228
	①決算額（21年度は見込み）	138	100	102	138	162	164	228
	②人件費		431	854	854	847	407	
	【事務分担量】（%）		5	10	10	10	5	
	合計（①+②）	138	531	956	992	1,009	571	228
	国（特定財源）	69	50	41	56	65	66	91
	都（特定財源）	34	25	21	28	32	33	46
	その他（特定財源）	35	456	894	908	912	472	91
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	助成件数（件）	69	50	51	63	81	82	82

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	理由書作成費助成	162	理由書作成費助成	164	理由書作成費助成	228

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	助成件数（件） ※22年度は見込	63	81	82	90	114	
	②						
	③						

（問題点・課題）	ケアマネジャーがいない場合の住宅改修理由書については、地域包括支援センターの職員が作成するケースが多いが、その作成にかかる経費として本助成を実施している。請求が出されても、住宅改修をした利用者に住宅改修費が支給されなければ補助金がない。そのため、償還払いの場合は特に支払いが遅くなる傾向にある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	利用者本人に対する住宅改修費支給を円滑にするため、ほとんどの請求手続をする事業者に対し、申請等の際に住宅改修の手続について全体の流れを説明する。	理由書作成費助成の利用促進及び円滑な支払ができる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	介護保険制度を補う国の補助事業である。

議会（要旨）	状況
--------	----

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護保険事業計画策定事業費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村総司
			担当者名	尾内加代	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護保険事業計画策定事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○21年度 ●20年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 10年度		根拠法令等	介護保険法第117条		
終期設定	○有 ●無 年度					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的	「高齢者のだれもが、住み慣れた家庭や地域において、個人として尊重され、自らの意思と選択に基づく自立した生活をいきいきと安心して営むことのできる地域社会を実現すること」を基本理念に、介護保険事業の円滑な執行を図るため、介護保険法に基づき3年を1期とする区市町村事業計画を策定する。					
対象者等	65歳以上の高齢者、介護サービス事業者 ○要介護等高齢者実態調査対象者 ・要介護・要支援認定を受けた65歳以上の高齢者 3,000人（第4期計画策定時） ○介護サービス事業者調査 ・区内及び近隣の介護保険サービス提供事業者 300事業所程度 ※一般高齢者に対する調査は高齢者保健福祉計画策定事業費に記載					
内容	介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。 平成20年度は平成21年度から23年度までの3か年を計画期間とする第4期介護保険事業計画を策定した。 介護保険事業計画では、事業計画期間における要介護等認定者数の推計やサービス利用意向等に基づいて、給付と負担のバランスを考慮し、3年度間の事業展開を定める。 3年ごとに65歳以上の第1号被保険者保険料の算定を行う。					
経過	平成5年5月 荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく） 平成12年3月 荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5ヵ年計画（～16年度） 平成14年3月 第2期荒川区高齢者プラン策定 5ヵ年計画（H15～H19年度） 平成18年3月 第3期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H18～H20年度） 平成21年3月 第4期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H21～H23年度）					
必要性	介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） プランの策定は、区直営で行っているが、一般高齢者、要介護高齢者の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は、委託している。 ※福祉推進課へ執行委任（配付替）。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		—	3,175	—	—	3,170	—	—
①決算額			2,195			3,156		
②人件費			4,310			2,965		
【事務分担量】 (%)			50			35		
合計 (①+②)		0	6,505	0	0	6,121	0	0
国 (特定財源)								
都 (特定財源)								
その他 (特定財源)								
一般財源		0	6,505	0	0	6,121	0	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	調査用消耗品	6		0		0
	委託料	高齢者生活状況調査委託	3,150		0		0

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	①	送付数	—	3000 299	—	—	—	上段：要介護高齢者 下段：事業者
	②	回答数	—	1940 243	—	—	—	上段：要介護高齢者 下段：事業者
	③	回答率	—	64.7% 81.3%	—	—	—	上段：要介護高齢者 下段：事業者

問題点・課題 (指標分析)	○被保険者としての区民の意見を積極的に反映していく必要がある。 ○他自治体の介護保険事業計画との調和を図りつつ、従来から本区が積極的に取り組んできた健康づくり諸事業を踏まえ、本区の独自性を活かした計画を策定する必要がある。 ○的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 ○策定した計画に基づき、介護サービスの基盤を着実に整備していく必要がある。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	第4期荒川区介護保険事業計画の進捗状況、進行管理等を徹底する。	第4期計画の適正な執行を図ることができる。
②	第5期計画策定にあたって、現状把握・需要分析のためのより精度の高い調査を実施する。	的確な需要分析に基づいた計画を策定することができる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	休止・完了	20年度に第4期（21～23年度）の計画を策定した（計画策定は3年に1度）。23年度には第5期（24～26年度）計画を策定する。

議会（要旨）	平成20年二定 高齢者実態調査について 平成22年二定 高齢者実態調査について
--------	---